

明治国家創成期の内政と外政：対朝鮮政策と内政との関連を中心に

諸, 洪一
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3122889>

出版情報：九州大学，1996，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：

第二章 留守政府の変転過程と対立の拡大

第一節 マリア・ルズ号事件と副島種臣

明治四年一二月一二日、欧米諸国に「聘問の礼」を修め、内政改革の枢要の事務を習得するための岩倉使節団は横浜を出発した。廃藩置県の後始末とその実効を挙げるべく留守政府を管掌する正院には、太政大臣三条、参議西郷、同板垣、同大隈が名を連ねていた。大隈は、この四人の正院の顔ぶれを次のように評している。

「留りて内閣を組織せしものは、三条、西郷、板垣及び余の四人なりき。其中にも三条は従来地位と声望とに因りて内閣の首班たるものにして、其の実際は徒た員に其列に加はれるもののみ。西郷、板垣は維新の前後よりして其名声頗る赫々たりと雖も、是まで多くは其藩に蟄伏して毫も中央の政治に預からず、其之に預りたるは廃藩置県の後にして、然かも猶ほ僅々二四ヶ月間に過ぎざるを以て、内閣及び各省間の事情は言ふまでもなく、一般中央の政治を執行するに於ても、未だ能く通曉するに治はさりし。是不敏を以て辞せず、予の内閣員として内外の衝に当り、其实権を握り、実務を執るの已むを得さりし所以なり」〈1〉

このような顔ぶれは、主として現状凍結を図る「約定書」の趣旨からすれば、かえって都合のよいメンバーだったかも知れない。しかし、『同時代史』の著者三宅雪嶺は、「約定書」を「不可能の事を決し、不可能に終るを怪むは、怪む者の誤りなり」と断定した。また、「約定書」を後目に行われた留守政府の改革の模様を、「実に大使一行の帰朝するまで大事を専断せざる約束なりしも、内に留まる者は徒らに手を束ねて大使の帰朝を待つへくもなく各々自ら発議し又は左右に促されて新計画に着手」したと語っている〈2〉。このような状況は、確かに留守

政府の変転ぶりを的確に描き出したものであると思われるが、太政大臣以下一八名の署名による「約定書」の合意が、初めから不可能なものであったとは思われない。留守政府を包括的に規定する「約定書」は臨時的・時限的なものであり、時間の経過と状況の変化によって、その効力と意味あいは変わって来るものである。「約定書」は大使帰国まで見込まれた「約十ヶ月半」に限って有効であることが、これに署名した大輔級以上の留守組の共通理解であったろう。この条件が満たされ、不測の状況が発生しない限り、「約定書」は難なく機能し、留守政府を規定していたと考えられる。

ところが、このような条件は洋行早々に崩れ落ちた。予定になかった米国での単独条約改正交渉が行われ、交渉のための全権委任状を受領するために、大久保、伊藤が急遽帰国するようになったからである。岩倉使節団は米国で足止めされ、行き先のヨーロッパ諸国への旅程にも大きな変更を強いたのである。しかも両人は、米国との単独条約改正交渉は最恵国待遇を設けている他の国にも適用しなければならず、現段階の交渉はほぼ不可能であることを、副島外務卿などより厳しく批判されたのである。ワシントンと東京の往復に費やした時間はおよそ四ヶ月であった。留守政府には大失態を晒したうえ、最初の計画「十ヶ月半」の見込みは不可能であることをあからさまにした。結局、大久保・伊藤の失態は、薩長の思惑ばかりが反映されていた「約定書」の効力に跳ね返って来る結果となったのである。

本章では、「約定書」の枠組みの中で現状凍結策を貫く井上のリーダーシップに対して、その枠組みを切り崩し、井上のリーダーシップに正面から対立しながら、留守政府の変転を強いた二つの事件・改革について考察する。そして、明治六年五月の太政官「潤色」を、留守政府の変転過程の結果として位置づけ、明治六年政変に至る政治過程を再検討していきたい。

「約定書」は、主として内政に関する取り決めであり、外交問題は事実上岩倉

使節団の担当するところとなっていて、外交事務については特に規定を設けていなかった。朝鮮問題は棚上げされ、日清修好条規の批准問題も延期されている中、留守政府での外交問題はあまり予想されていなかったのであろう。しかし、大久保・伊藤が失態を演じて再び米国に出発した直後の明治五年六月五日、横浜港に入港してきたペルー船マリア・ルズ号で起きた一連の事件は、英、米、清そして条約未済国であったペルーを含む国際紛争となった³。事件は、ヨーロッパ諸国の利害も絡んでいたため各国の関心の的となり、各国の利害に配慮せざるを得ない留守政府においても、事件の積極的な解決と放置をめぐって紛紜した。「約定書」の枠組みの中で現状を凍結・維持することを最大目標とする井上は、国際紛争に発展しかねないこの事件に消極的であった。しかし、事件そのものが突発的であったうえ、英米両代理公使の支持を約束された副島外務卿は、事件解決に積極的に取り組んだ。「約定書」の予想していなかった突発的事件は、大蔵省と外務省の対立もさることながら、予想もしていなかった新しい問題を次々と生み出し、他の諸省の改革政策を触発して行くのである。

副島の外務卿就任は使節団出発直前の十一月四日のことであった。岩倉が特命全権大使に就任するため、空席の外務卿に副島が就任したのであった。留守中外務卿を欠くのは不都合であるという理由もあったが、漢学に精通し、ロシアに派遣されて樺太境界問題に関する外交交渉の経験もあったので、留守中の近隣東北アジア向けの外交に適していたといえよう。しかし、外務省の固有権限である外交交渉権を含む主要外交事務は岩倉使節団が遂行しており、朝鮮・清国問題も事実上凍結されていた。したがって、岩倉使節団洋行後の外務省の役割は、日・朝・清間の実務レベルの交渉の調整などに限られていたといえよう。このような外務省をにわかに活気づけた事件がマリア・ルズ号事件であった。

明治五年六月五日、マカオで二三〇人の清国人苦力（奴隷）を載せてペルーに向かっていたペルー船マリア・ルズ号は、台風のため大破し、修理のため横浜に

緊急入港した。停泊中、船中の虐待に堪えられなかった苦力一人が脱出する事件が起こった。同湾に碇泊中の英国軍艦アイアン・デューク (Iron Duke) 号に救助された「木慶」という苦力は、英国領事館を經由して管轄の神奈川県庁に引き渡された。神奈川県令陸奥宗光は、マリア・ルズ号船長ドン・リカルド・ヘレラ (Don Ricardo Herrera・海軍大尉) を県庁に出頭させて事情を聞き、脱出苦力に刑罰を加えないことを口約束して帰船せしめた。しかし、またもや他の苦力が脱出し同英艦に救助される事件が起こった。この苦力は、「木慶」の帰船後の酷刑を知らせたので、英艦の艦長は今度は英国代理公使ワットソン (R.G. Watson) に事情を詳しく報告してその措置を求めた。代理公使ワットソンは、事情を直接視察して米国臨時代理公使シェパード (C. O. Shepard) と協議し、それぞれ副島外務卿に書簡を出して対策を求めたのである。

「且同人苦難の容剩髪を断ち有を以て見れば苛酷の取扱に預り候儀相違無之に付、貴政府へ申入候 〽我職務上の一端と存候。一体馬港と南亞米利加の西海岸就中白露国の港と人夫運送の儀は残虐甚だしく、其上清国の政体に係り候儀にて、欧羅巴而已ならず文明の各国も疾視致し、且貴国と清国は隣国に有之、幸兼ねてより取結候懇意の故障無之様貴国内にて清国人を無理に取扱候者有之時は貴政府にて一日も不被差置 〽と存候 (中略) 左候はゞ拙者も立会にて力の及ぶ丈御協力可申候。」〈4〉

「元来白露国は代理の官吏も無之且条約未済の国に付、米国官吏にて懇切に扶助可致旨は兼て命を奉じ居候得共、右船は人情に悖る不正なる人足商業相営候儀に付、如何様なる場合に於ても拙者にて扶助等致候儀は一切相断候」

〈5〉

英米共に奴隷売買の禁止を唱っていただけに、両代理公使は日清両国に配慮しながら人道的立場を強調し、日本の積極的な事件解決を望んだ。特に、米代理公使は、日本と条約未済国であったペルーの国益を代理する立場にあったにも関わら

ず、「人情に忖る」奴隷売買には一切「扶助」しないことを明かにし、日本を支持することを明確にした。そして、「人道的」立場からの事件解決を唱っている
ので、すでに事件解決の方針まで決っていたわけであった。

外務卿としてもさしたる緊急課題もなく、「約定書」の枠組みの中で甘んじて
いた副島は、英米両代理公使の強力なパトロンを得て、事件の解決に積極的
に取り組んだ。両代理公使から事件解決を進められた二日後の七月一日、副島は神奈
川県参事大江卓に事件解決に当たるよう指令した。

「当時神奈川港内に碇泊罷在候白露国マリア・ルズ船一件並に同船にて相生
じ候事案厳敷く糺弾致候儀当今至要に候此（中略）且又右一件に付英国代理
公使アル・ジー・ワットソン氏并に米国代理公使シー・ラー・セパルド氏よ
り当省へ差越候書翰案、為可被心得一同相添へ差進候」〈6〉

神奈川県参事は地方官であり、地方官は大蔵省の管轄にあったので、外務卿が
地方官に事件解決を指示することは、内政不備の端的な表れと言えよう。しかも、
裁判になる場合は司法省の管轄となるはずであった。命令伝達のメカニズムと各
省の省務の範囲と権限が不明確であったことが、このような変則的な措置を可能
にしたのであろう。とにかく、英米両国が文書でもって日本を支持することを明
確にしている以上、正院に対する説得と事件解決に臨む副島の立場は強化された
わけであった。英米両代理公使は、このような日本の内政不備の事実を熟知のう
えで、不断の外交ルートを通じて英米の方針に従った事件の解決を唆したのであ
らう。両代理公使の「人道的」見地からの事件解決方針は、日清両国に恩を売る
結果となり、日本外交からみても清国に恩を売ることになるわけであった。特に、
米国は台湾での琉球八重山漁民殺害事件を副島に解決するように使嗾しており〈7
〉、ペルー国益の代理者としての立場に反してまでも日本に有利な解決方針を提示
していた。このように、お互いの思惑が交錯する事件であったが、清国および各
国への独自の日本外交をアピールするためにも、事件解決への積極的な取り組み

は必要であった。七月七日副島は、「御軍艦ヲ以取押へ不申候テハ不相叶候ニ付至急御軍艦御差回シ有之候様致度」云々とあるように<8>、軍艦まで動員して事件解決への強い意思を表した。

副島が、陸奥神奈川県令（六月一八日租税頭任命、神奈川県令心得）ではない県参事に事件解決を指示したのは、陸奥は事件解決に反対だったからである。陸奥は「唯今河野司法少丞参り、神奈川の裁判を同省に可引受との事也、是は僕至極同意に候事に御座候、唯に神奈川一県を見るに非ず、眼を天下に注げば、如此にならざるを得ざる故也、願くは老兄もおとなしく御同意被下度候」といっているように<9>、大江にも事件に関与しないよう忠告していた。「木戸派」と目され井上・伊藤とは密接な関係にあった陸奥は、井上に引っ張られすでに租税頭に任命されており、留守政府の現状凍結を守り抜く井上に忠実に従ったのであろう。江藤司法卿と司法省は、「法理的」見地から条約未済国との事件に介入することを避ける立場にあったので、「人道的」見地より事件解決を目指す副島に反対であった<10>。江藤は国際紛争になりかねないこの事件に巻き込まれることを警戒しており、もしも裁判になった場合には当然司法省の管轄であることを主張したのである。しかし、英米両国の支持に後押しされていた副島は、大蔵省や司法省の反対を退けて裁判に着手したのである。

裁判の焦点は、日本が「人情的」「人道的」見地から批判している人身売買の実態が日本にあるか否かに合わせられた。ペルー弁護団に日本の遊女売買の実態を厳しく追求された大江裁判長は、あくまでも「人情的」「人道的」見地から裁判を押し進め、二三〇人の苦力全員を解放するとの判決を言い渡したのである。

「右犯法に當て処すべき罰は、日本国律を以て論ずれば大いに厳にして、杖一百に當り或は之に代ふるに罪人の位階に従ひ一百日の禁固に當ると雖も、裁判所は其卷寛典を以て此罰を許し得べし（中略）船長ヘレロー之罪を免し其船にて出航するヲを許容すべし」<11>

判決の裏には、事実上人身売買が行われていた日本側の窮屈な立場があり、「人情的」見地はあっても、「人道的」見地は存在していなかったはずである（事件の焦点となった日本の遊女売買の件は、一〇月二日に人身売買禁止法を成立させた）。「人道的」見地は、まさに英米両代理公使からの論理であり、この裁判に英米外交の思惑が見えかくれしていることが窺えよう。

とにかく、この「人情的」「人道的」見地に基づいた判決はすぐ清国に通告され、清国政府よりも江蘇同知陳福勳が日本に派遣されるようになった（八月二七日着）。苦力の引き取りに江蘇同知が派遣されるのも異例であるが、近代外交史上まれにみる善隣外交に、清国も真摯に答えざるを得なかったのであろう。強引な判決で清国への善隣外交を大いにアピールした副島は、「尚泰を琉球藩王と為し華族に列す」る藩王冊封の光景を「事皆陳福勳をして聞見」せしめ、「延遼館に宴して陳を饒し、送るに金漆和錦を以てし、大に我国開花の進歩」の状況をアピールした。〈12〉

マリア・ルズ号事件の解決は留守政府の一大快挙となった。月一回くらいの割合で留守政府の「中外要用ノ事件」を全権大使岩倉に報告していた大原重実（公家、外務省六等出仕）の書簡は〈13〉、副島の事件解決を次のように報告している。

「前便にも毎度申上候字露国マルヤルス号船買奴支那人二百三十人の儀此程より種々の議論有之心配の処右人民迎帰るが為め清朝より同知陳福勳と云者鄭少記同道にて去月廿八日横浜到着当時延遼館内止宿夫是引合の上右買奴請取此五六日間に帰国に相成候右字露国買奴一条は実以不容易儀此末如何可有之哉と夫もれも痛心候処清国にて実に我隣誼を篤くするを感喜し右迎差越し右にて此大事件は一段落に相成実に皇国の美名を施し上々の出来是全卿副島氏の英断に因候儀感服有余候只清国の引請方如何可有之哉と配慮候処前条の都合為国家奉慶賀候何れ委曲は正院より可被仰遣候得共要々耳申上候古語に仁を為は不当と申候前条仁義の政に候得共御入費は莫大の事に候」〈14〉

大原は、留守中のマリア・ルズ事件は不容易な「大事件」につき毎月報告しながら「痛心」していたが、副島の「英断」によって事件は一段落し、「皇国の美名」を施した結果を報告した。また、時期はずれるが、翌年二月の同書簡には「実に尊君の御鑑定恐入候右の人攻て二三名も候は、実に国家の幸福に存候得共一向同志無之様子残念」であるとまで言い切っているのである<15>。「皇国の美名」は当然ながら清国にも伝わり、「此裁断（事件解決）の如きは当に全球に公法たるべし」といい、「両江総督（會国藩）は陳の復命を得て之を朝廷に聞し、旨を奉し礼物を致送して其隆誼を謝」したという<16>。清国内の条約反対派を押し切って日清修好条規を締結した洋務派の筆頭會国藩にとっても、日本の「人情的」措置は大いにアピールする必要があったのであろう。何れにしても、事件解決の快挙と副島の「美名」は留守政府と清国に広く知られるようになったのである。

しかし、事件解決に「莫大」な「入費」をかけたことや陳福勳への破格の歓待の背景には、単に「人情的」措置だけではなく、副島の国権外交に基づく次のステップがあった。それは、台湾問題であった。副島外務卿就任直後の明治四年一月七日、台湾蕃地に漂着した琉球八重山漁民五四人が原住民に殺された事件があったが、琉球人と台湾に関わる問題に日本政府は何等の関心も持たず、事件は放置されていた。マリア・ルズ号事件同様、台湾問題への取り組みを積極的に使嗾したのは、米国公使であった。そして、副島はマリア・ルズ号事件解決の経験を下地にして、台湾問題にも積極的に取り組む考えを固めていたのであろう。尚泰の藩王册封の光景を聞見せしめ、延遼館にて「我国開花ノ進歩」の状況を大いにアピールしたのも、台湾問題解決への腹案であったように思われる。一方、米国公使は、台湾蕃地との直接交渉の経験のある米国人リ・ゼンドルを紹介し、副島はこれを外務省のお雇いにした<17>。そして一月十九日、副島の渡清は国書によって実現されるようになった。

「是の日、天皇、詔書を種臣に下し、清国に赴きて条約批准書を互換せしめ、

併せて同国皇帝の成婚及び親政を賀せしめ、援くるに国書を以てしたまふ」

<18>

副島の渡清の主たる目的が台湾問題の解決にあったことはいうまでもない。副島は、軍艦をもってマリア・ルズ号の勝手な出港を取り押さえ<19>、朝鮮出張に際しても軍艦を派遣するなど、すでに独自の国権外交を展開していたが、台湾問題においても副島ならではの外交路線をアピールしていくのである。

マリア・ルズ号事件から副島の渡清に至るまでの一連の経過は、使節と留守政府の間で交わされた「約定書」の趣旨に著しく反することであった。副島渡清の二ヶ月後ようやくこの事実について聞き及んだ大久保は「外務卿支那行之事和蘭にてたしかに在留公使より申来たり候趣承り候未た御用状には相見得不申貴兄方には何も不申来候哉」と<20>、外遊中の外務大輔寺島宗則にその事情を聞いているぐらいであった。これとほぼ同時に寺島は、副島の渡清問題について大久保に次のように述べている。

「副島支那行之用意有之由外務省の公書に申越候支那条約兎角彼れに弁破せられ到底我所望に應せされは不結して無妨又台湾一条にて外務卿被参候程の間に有之間敷右留守中外務卿を欠き候事は不可然旨致建言候昨今頻に多費の際に方り支那行如何可有之候哉」<21>

明治五年の日清修好条規の改正交渉はすでに挫折しており、留守政府においても「不結（批准拒否）して無妨」との立場であったが、副島は敢えてこれを無視して対清交渉に臨んだ事が分かる。マリア・ルズ号事件の「人道的」処理や清国の望み通りの条約批准に踏み込んだ副島の行動の背景には、台湾問題解決への強い意思が存在していたのである。

マリア・ルズ号事件に端を発する副島の渡清と台湾問題は、すでに岩倉使節団の思惑と「約定書」の趣旨をはるかに越えて進められていた。このような副島の外交路線は、大久保・伊藤の失態による旅程計画の大幅な延引と相俟って、「約

定書」を機能喪失に追い込み、他の諸省の改革気運を守り立てる火付け役になったのである。

第二節 大蔵省と司法省の対立

岩倉使節団の成立過程において、井上は、大久保洋行参入の代償として留守を守る大臣・参議より大幅な譲歩を引き出すことができた。新しい人事や新規の事業の凍結を中心とする井上の思惑は、「約定書」によって保証された。少なくとも「来（明治五年）六月」もしくは使節団出発後「十ヶ月半」（明治五年九月末）までの大蔵省と井上にとって、「約定書」に支えられながら現状凍結策を維持していくことが、妨げられることはなかったのであろう。しかし、洋行早々の大久保・伊藤の帰国と失態の演出によって、使節団の予定通りの帰国は不可能となり、時限的であった「約定書」の効力もおぼつかなくなった。条約改正に不可欠な「内務整肅」のための枢要の事務の習得は、基本的に岩倉使節団の主要任務の一つであったが、治安、教育、港湾整備のための基礎的事業は、必ずしも洋行を待つ必要はなかった。使節団の帰国予定と「約定書」の効力がおぼつかなくなるにつれ、このような基礎的事業の改革気運が芽生えて来るようになった。「約定書」をもとに現状凍結を図る井上と、「約定書」の効力を疑う各省の改革気運との間には、徐々に緊張感が漂い始めたのである。

井上の現状凍結策は、「内務整肅」の基本的な前提である財政の確保を軸に据えており、そのためにも各省の諸般の改革をできるだけ凍結して緊縮財政を行わなければならなかった。また、政策の一貫性と計画性を維持コントロールするために、月割りで交付されていた各省の定額金（予算）を、一年間の「入出」に基づいて算定する予算制度の確立にも尽力していた。井上は留守期の財政問題について次のように述べている。

「歳出入之目算も厚く注意いたし、予め概計は出来いたし候へども、全国一般と相成候事故、何分精確之調査出来兼候。右概算にては大に費用収入に超過し困却いたし候（旧藩々五ヶ年平均之歳入を以て較計し、旧府県之歳入高及雑科之税を合計し、凡五千百九十一万八千九百四十三兩有余之歳入と相成、歳費之予算は、諸省之定額も相増候。傍五千三百八十二万七千三百三十三兩有余歳出に有之、差引百九十万八千三百九十兩有余不足相立可申見込に御座候」〈22〉

この歳入出の算出根拠は定かではないが、井上は国の赤字財政を数字をもって明確に示し、現状凍結・緊縮財政の正当性を裏打ちしたわけである。なお、このような政策を維持して行くためには、「飛鳥も落る」勢いの井上ではあっても、最高政策決定機関の正院の支持は欠かせなかったのであろう。しかし、大久保洋行参入と引換条件の一つであった大蔵省御用掛西郷は、井上に対する不信感をもっており、さらに六月からは天皇の西日本巡行に随行し、その後も鹿児島に滞在するなど、留守中の中央政治に携わる期間は長くなかった。また、西郷は主として山県の兵部省の世話を没頭し、大蔵省と井上の問題に関わることはなかった。したがって、井上の現状凍結策と緊縮財政の維持は、「約定書」をもとに正院内の「木戸派」と目されていた太政大臣三条と参議大隈の役割に期待するしかなかったのであろう。

しかし、前節でみたように、突如に始まったマリア・ルズ号事件は、裁判制度や法律の整備（人身売買禁止法など）を促し、莫大な「入費」をかけたうえ、皇使（副島）の派遣、条約の批准、外征問題といった国事行為にまでエスカレートしていった。「約定書」をないがしろにするこのような経過の中で、三条、西郷を始めとする正院は、副島の積極的な外交に否応なく引き込まれていったのである。このような状況の中で、各省は「実に大使の帰朝を待つべくもなく、各々自ら発議し又は左右に促されて新計画に着手」するようになった。諸省の改革政策

の中で、条約改正の基礎となる裁判制度や近代法制度の整備を進めていた司法省は、特に井上の現状凍結策に著しく対立し、留守政府の根底を揺るがしていった。以下、江藤の司法省と井上の大蔵省の対立をみてみたい。

江藤が司法卿に就任したのは明治五年四月二五日のことである。左院副議長として左院の固有事務である立法事務や国憲編纂の準備に関わっていた江藤の初代司法卿（明治四年七月一日、刑部省を廃して司法省を置く。大輔佐々木高行、卿は不在）就任は、条約改正の基礎となる近代的司法制度の確立を見込んだ措置といえよう。諸省の業務、権限などが未分化の時、司法省の断獄事務（刑事裁判権）は東京に限られており、聴訟事務（民事裁判権）も大蔵省管轄の全国府県の地方官がその権限を行使していた。したがって、近代的司法制度確立の第一歩として裁判事務を独立あるいは司法省の管轄下に置くことが求められた。

江藤は就任早々の五月二二日、司法省の仮規定として、「本省は全国の裁判所を総轄し、諸の事務を掌る。但し裁判の事に関係する事なし」と〈23〉、司法行政と裁判を区分する近代的司法制度の理念を明確にした。まずは、仮規定でもって大蔵省管轄下の全国府県庁所在の裁判所と裁判事務を司法省に移管することを図ったのである。マリア・ルズ号の清国苦力解放が言い渡され、その是非を争っている最中の八月一六日、東京府管轄の民事裁判権を司法省に移管し、九月一四日には大蔵省の民事裁判権を司法省に移管した。地方裁判所の設置も進んで八月五日の神奈川・埼玉・入間の三県裁判所の開設を始め、京都・大阪など一五府県の裁判所を一〇月二〇日までに開設した。なお、裁判権の接受の際には、裁判事務に関わっていた大蔵省の官僚をそのまま司法省所属とした。このような司法制度の改革は、明治政府の共通の課題であった条約改正に不可欠と認識されたが、司法省の業務権限の拡大は大蔵省の権限縮小を意味し、しかも少なからぬ経費の支出を必要とした。緊縮財政を図る井上との対立は必至のものであった。『大隈伯昔日譚』はこのような状況を次のように語っている。

「大蔵省は財政行政及び司法の三権を一手に掌握する姿と為り居りたりしを以て苟も其施設に向って攻撃を加へ、訴訟を提起するものあれば、大蔵省は直ちに地方官に訓令して之を逮捕し、之を裁判せしめ、亦司法省をして其職権を其間に伸へしめざることを得たり（中略）即ち事実上の必要より裁判の独立てふことを是認するに至り、扱は裁判の事務を地方行政より分離すること、為りしなり（中略）但し此一事は我国の裁判制度の爲め此上なき幸慶なりしに拘はらず當時に於ては、端なくも破裂の因由と為りし」〈24〉

ところで、井上が正院の中で支持を期待できたのは三条・大隈であったが、マリア・ルズ号事件の解決と、司法制度改革においては、両人は必ずしも井上を支持したわけではなかった。両人の立場も、井上の思惑と「約定書」の枠組みの中でただ安住することは出来なくなりつつあった。江藤は就任直後の四月三十日、「為理事官欧米各国へ被差遣候事」と〈25〉、洋行を命じられていたが、留守政府の人材なきを心配する三条によって九月まで延引されていた。しかし、九月はマリア・ルズ号事件が終了し、裁判所の設置など司法改革の真っ最中でもあって、三条は再び江藤の洋行を引き留めなければならなかった。九月一日の岩倉大使宛三条書簡は、国内の司法改革の成果を次のように記している。

「即今同人（江藤）拜命後省中も大に改正仕各県裁判書も追々取立且東京ボリスも管轄に属し司法の事務一時着手一体は省中の居合も宜く総て好都合に相運申候得共何分の儀は外国にも関係致し種々面倒の事件も出来彼是にて何分にも江藤の処即今相送し候ては頗懸念の事情も有之今暫の処発足も仕かたき情実に御座候尤同人渡洋の儀も方今肝要の急務に候得共即今内国司法の事も頗大事の場合に付軽重緩急を比較致相考候得は今暫猶予致し候方可然と決議致し同人渡洋の儀は延引相成候」〈26〉

三条は江藤の司法改革を「総て好都合」と評価し、「内国司法の事も頗大事」と位置づけ、江藤の洋行を延引しなければならないと記している。江藤の司法改

革の他にも、マリア・ルズ号事件解決、朝鮮への軍艦派遣の決定などは、三条を始めとする正院の黙認、支持によって進められていた。特に、このような改革は使節団の帰国が予定されていた九月を前後して行われていたことは暗示的であろう。このように、「約定書」と井上の現状凍結策による留守政府の制約は、九月になってからは事実上機能し得なくなりつつあった。このような状況を五代宛土井通夫書簡は、次のように記している。

「只今にては、大蔵省も余ほど評判あしく、下り坂に成たと、みなみな申居候。司法は旭の昇る勢ひに御座候。江藤の洋行も、俄に、やめになったらしく、是は、只今、右の先生手をはづし候ては、不運びと相見へ申候。是は、未だ御発し無之、極内々の事のよし」〈27〉

司法省の主観的評価を幾分値引くとしても、江藤の司法改革への幅広い支持と、これを阻もうとする大蔵省への不満が募っていることが窺えよう。諸省の改革気運は、現状凍結策を維持していこうとする大蔵省への不満として表出し、井上は孤立を余儀なくされたのである。また、大蔵省内部でも井上批判の声は高かったようで、大蔵省租税権頭松方正義は大蔵省の模様を五代友厚に次のように述べている。

「甚以、痛心の儀は他に非ず。我省中の事にて、近代にいたり、取りどりさまざまの説も相立、甚以気の毒の勢に立至り申、大印（大隈）にも極々内談仕候処、同人には、迂生よりも気の毒に被存、互に至極内話共仕事に御座候。実に瓦解の姿も、不遠内には有之間敷やと窮に不堪、兎角、大久保兄杯一刻も早目帰りに成候か、亦是其内の儀は、大印にても引請不相成候ては六ヶ敷、迂生にも一先、御免願出、退て勉強も致し度事に差含申候、如何御案じ被下候や、何分、此節の勢にては、内より破らざれば外より破る模様にて御座候。御深察可被下候。上野杯にも、何分、気の毒の事計にて、いたし方無之、当分は「井」上の両士、箱根温泉に同行、外に相場係の商人共も沢山附添、芸

なし十八人計とか申す事に御座候」〈28〉

大蔵省は孤立のうえ、内部からの反発も加わって「実に瓦解の姿」を呈していた。監督権を持ったとはいえ実際の大蔵省務から離れていた財政通の大隈は、井上「専任」の大蔵省の姿を「気の毒」としか表現できなかった。太政官三院制の下では、正院は右院の上に位置していたにも関わらず、「約定書」の下での正院の参議は、右院の一省であった大蔵省をコントロールできない構図がここに浮かび上がっていた。大蔵省再建のために、西郷の支持と指導力を期待できなかった井上はますます孤立に追い込まれ、その不満を大蔵省務の一時放棄（予算執行一字停止）によって司法改革を妨げる消極的な措置に訴える他はなかった。しかし、司法省の勢いは地方においても、「諸府県へ出張所を出来し、遲卒に至る迄全く司法の管轄に帰す、地方の官吏は、尔来土人形にても済むかと相考申候」との有様であった〈29〉。中央での大蔵省と司法省との対立は地方にも及び、両省の対立はエスカレートするばかりであった。

このような大蔵省と司法省の対立は、改革に伴う莫大な「入費」を如何に賄うかをめぐって具体化した。裁判所設置および運営の経費をめぐる明治六年度司法省定額問題が政局の前面に台頭してきたのである。この司法省定額問題については、翌年一月二四日の江藤の辞表から窺うことができる。

「臣新平勤白先般本省定額一年四十五万兩に被相定候旨御達有之右は御請難仕旨申上置（中略）然は四十五万金の外は是迄相運び候三府十二県裁判所に於て去年十一月一ヶ月の費用を以て一ヶ月の積りを立候處五十二万六千二百兩と六千元に相成御達の定額にては七万六千二百兩と六千元不足相立且又先般本省より申立候本省並に三府十二県裁判所に係る費用は金九十六万五千七百四十四兩と六千元に相当り御達しの定額にては五十一万五千七百四十四兩と六千元の不足相立申候扱又右去年十一月一ヶ月の費用を以て積立候一年の費用五十二万兩余の金額は右本省より申立候定額より四十四万五千二百二十四

両の不足相立申候是は未だ各区裁判所の取設け検事検部の出張檻倉並探索捕
亡等の手続に不相至故にて有之一体是は司法の職務始て相挙り候入費に付本
省の目的の処にて御座候」〈30〉

司法省と一五府県裁判所だけの経費で九六万円を要求した江藤に対して、緊縮
財政を主張する井上は、要求額の半分にも満たない金額しか認めず、事実上江藤
の司法改革にブレーキをかけた。予算が執行されない限り、江藤の既成の司法改
革も機能し得なくなるはずであった。しかし江藤の改革は、三条および正院の積
極的もしくは暗黙の支持によって進められていたので、どこからの支持も期待で
きなくなった井上は、政府への出仕を拒んでついに引き籠ってしまったのである
(一一月五日)。「一国の政務の四分通りを統括」する大蔵省務の放棄は、留守
政府を混乱に陥れ、特に優柔不断な太政大臣三条を直撃した。井上の出仕拒否に
驚いた三条は、大蔵省の混乱を收拾するために急遽大隈の帰京を命じた。

「扱以急使申入候は頃日会計の事に付大蔵大輔とも評議の末同人儀引込帰省
相願度との事にて退職の内意決心の様子就ては頗困難の事情に推移渋沢にも
殆退身の場に相迫り随て省中にも彼是物議相生瓦解の体実に苦心焦慮此事に
御座候山県陸奥等奔走尽力罷在候得共何分此度は六ヶ敷歎と存候右事情に付
不得止足下帰京の義以伝信申入候」〈31〉

大蔵省が混乱を極めていたとき、大隈は燈台視察のため出張中(一〇月二九日
から一一月二八日まで)であり、西郷は旧主島津久光へ陳謝のため帰鹿の準備に
忙殺されていた。三条が大隈を呼び戻したのは、当面の大蔵省の混乱と定額問題
を調整するためであった。しかし大隈は、大蔵省をめぐる今回の混乱が制度上の
欠陥から生じたと判断し、より根本的な改革を構想していたようである。明治三
年以來の大蔵省をめぐる紛争のキーマンでもあった財政通大隈にとって、今回の
混乱の原因はだれよりもつぶさに把握していたのであろう。大隈は、太政官制の
紛争の種であった大蔵省と、その運用の問題としての省卿参議の兼任分離問題に

まで踏み込んで改革構想を練りだしていた。大隈は改革構想を次のように語っている。

「且以為らく内閣直接に施政の責任を執らすして之を各省に分担せしめ内閣は僅に三五人を以て之を組織するがこときも、亦是等衝突鬭争の一因たらずんはあらず。然らば則ち其組織を改正して各省の長官を内閣に入れ、其行懸る若くは意地に任して極端の紛争を為す様のことなからしめ、謂ゆる談笑の間に互に譲歩して事を弁せしむる亦当時の急務なり」〈32〉

大隈の改革構想の骨子は、施政を監督する内閣（正院の参議）ではなく、強力に責任ある内閣をつくることであつた。大蔵大輔の出仕拒否がたちまち留守政府を混乱に陥れられたのは、内閣が施政を監督するだけで済み、施政の責任を追わないからであつた。大隈は、明治三年以来の大久保の制度改革構想の骨子であつた参議省卿兼任制を構想していたのである。大隈のこのような構想は、すでに「約定書」をほご同然とし、薩長の思惑を反映した留守政府の体制を根底から覆すことに他ならなかつた。しかし、このような大変革を断行するためには、留守政府の筆頭参議西郷の帰京を待たなければならなかつた。

その間、司法省を始めとする各省の定額問題は、辞職をもって頑固に抵抗する井上の原案がまかり通つて、一月十四日には井上も政府に復歸した。この措置の背景には、辞職脅威に翻弄されがちな三条の優柔不断さも加わっていたのであろうが、基本的には大隈の体制改革構想が実現するまでの暫定措置に他ならなかつた。この措置に対して、学制改革や港灣などの整備を掲げていた文部省と工部省は、内閣改革を待つこととなつたが、司法省の事情は両省とは違つていた。司法省への定額金削減は、今まで推進してきた大蔵省管轄下の民・刑事裁判権の司法省移管と裁判所設置に伴う「入費」を否定することに他ならず、裁判所も機能し得なくなるのであつた。大蔵省が決めた司法省定額金四五万円は、元來の司法省経費にも七万円の不足金があつただけでなく、新しく設置した一五府県の裁判所

の経費は全く算入されていなかった。結局、井上は江藤の司法改革を初めから認めていなかったわけである。また、不足する定額金を相当補えることと期待された科料・讀罪金等の収入についても、一月一九日の正院達は大蔵省への納付を命じた。内閣改革までの暫定措置とはいえ、このような一連のその場凌ぎの措置は、両省の対立をますますエスカレートさせ、今度は江藤が辞表を出して抵抗するようになった。江藤は、「然ハ四十五万金之外は一切無之是を以て事務可相纏見留相調候処更に目的不相立」と<33>、辞職を願い出たのである。辞職脅威に翻弄された三条は、江藤の辞職にまたもや驚き、即時江藤の「入来」を求めた。二六日の三条・江藤の会談で、大蔵・司法の両省の板挟みになっていた三条は、正院の達として、「即今金三万円仮渡」をもって江藤の要求に答え、ひとまず辞職を引き留めた<34>。大蔵省と司法省の板挟みになっていた三条の臨機応変な措置であったが、あくまでも内閣改革までの一時的な措置であったことは言うまでもなからう。

マリア・ルズ号事件に触発され、司法制度改革に端を発した内政改革の気運は、井上の現状凍結策と「約定書」を機能喪失に追込んだだけでなく、薩長の思惑を反映した留守政府の体制を根底から覆す結果となったのである。

第三節 新参議任命と太政官「潤色」の政治的意味

岩倉使節団の失態の演出のうえ、各省の改革が進行しつつある以上、「約定書」と現状凍結策を柱とする留守政府の体制では、政府「瓦解」の危機を乗り越えることはできなかった。井上の出仕拒否、江藤の辞表願いなどで混乱する留守政府を建て直すためには、責任ある内閣の改革と新内閣に必要な新しい人事を断行する他はなかった。岩倉使節団洋行後の留守政府を事実上牛耳っていた井上も、この段階に至っては「約定書」にしがみつ়くことは出来ず、返って積極的に内閣改

革と新しい人事に期待する他はなかったのであろう。西郷留守中の内閣改革の推進者は、「木戸派」と目され、かつて井上と共に長く大蔵事務に携わっていた参議大隈であった。井上は、大隈に書簡を宛てて早急な内閣改革を訴えた。

「出立前の正院の御模様替一件に付ては如何御取極相成候て御人選辺りも相定り候哉何分にも片時も早急御一決不被成候と西先醒杯帰東の上夫々人選其他組立等御協議候様相成候ては終結極の議にも至り兼又此儘据置との説とも相生し候ては何分一步も進退難仕候間御疏も無之事とは奉存候得共俗喩言にも寸前尺魔と申気味にて致方無之様相成可申終此一事不被行時は瓦解の外他に術無御座候愚考候間随分御担当御取極被下度候於生如何様転任相成候とも又は一人威権強候様有之候得は退職とも毛頭不評かましき事は更に無之候尤行政次官は決て御断申上置候」〈35〉

大隈の主導する「正院の御模様替一件」は、まず新しい「人選」から始まっていた。筆頭参議西郷の帰京を待っている大隈に対して井上は、この「人選」を西郷留守中に「早急御一決」することを望んだ。西郷に信頼されていないことをよく自覚していた井上にとって、西郷帰京後の改革と「人選」が不利に働くことは明かであった。明治六年の定額をめぐる大蔵省と各省就中司法省との対立はらちがあかず、このままの政府は「瓦解」せざるをえないことについては、井上も同感であった。井上は、留守政府の中からの「一人威権強」との批判に対して退職の覚悟もあるとしながらも、今回の「人選」においては、「行政次官」は断固と断ることを明確にした。要するに、この書簡の骨子は、西郷留守中に「人選」を済ますことと、井上自身の「人選」に対する強引な依頼であった。井上の強引な依頼である「行政次官」以外の「人選」とは、内閣員即ち参議就任であった。しかし、西郷留守中の「人選」の「早急御一決」を望んだ井上に対して、大隈はあくまでも西郷の帰京を待つばかりであった。

西郷留守中の「人選」に望みを託せなくなり、留守政府内では孤立を余儀なく

された井上は、自らの窮屈な政治的立場を打開するため、同じく司法改革のため「土人形」の姿となっていた大蔵省管轄下の地方官に目を向けた。四月一日の大隈宛て五代友厚書簡は、大阪での井上の活動を次のように報告している。

「今般大蔵大輔、諸地方官呼集、地方官変正の大会議を催し候由、就ては、必ず司法の権再奪ひ返し候策略、頻に有之候趣、京坂地方官、頻に清盛を主張致候趣なり。御注意可被下候。神戸村岡参事官輩の社中有之、清盛を参義に成不申候ては、政府人なし杯申説、頻に唱居候趣、皆清盛より云しむるなるべし。先般省中沸騰云々の節も、此時にぞ、一天白日の時も可来存候処、豈図や、再清盛勢権を増候て、今日の形勢、歯切に堪不申。清盛随従の社中、政府人なし杯と言語同断の次第、難堪を可相堪事に候得共、余り閣下御堪忍に過し候半、乍陰慨歎罷在申候。余り御堪忍相成候ては、此末なる公私不宜事と奉存候間、申上候迄も御座候得共、最早断然御論決御座候様奉渴望候。清盛在坂中、熊と面会不仕、出入の奸友相深候処、先般司法省大蔵との沸騰云々、清盛辞職云々の次第、頻に相触廻り、政府不体裁を示し候趣、定めて御事情も有之候事と存候得共、傍観伝聞歎慨の外無御座候」〈36〉

政府内で孤立した状況を打開するため、井上は地方官を召集して支持を訴え、内閣改革と「人選」に影響力を発揮しようとしたようである。司法省の諸改革によって「土人形」の姿となっていた地方官は、「司法の権再奪ひ返」すために井上と共に種々画策した。井上は地方官に対して、「政府人なし杯」の「政府不体裁」説をしきりに流布させ、自ら参議に就任することを画策したのである。しかし、清盛（井上）の勢力挽回のために突然召集された地方官会議は、京阪の地方官の支持を集めたに過ぎず、強引な政府批判も、内閣改革と「人選」に影響を与えるまでには至らなかった。しかも、このような井上の言動は、京阪の豪商五代によって大隈につぶさに報告されていた。

地方官と共に種々画策している頃の四月初旬、鹿児島に滞在していた西郷は、近衛兵の騒動と旧主島津久光の率兵上京に備えるために急遽上京した。島津の問題や山県陸軍省の問題に打ち込んでいた西郷は、内閣改革や「人選」に関わることはなかった。したがって、大隈の構想による内閣改革や「人選」はいよいよ本格に動き出した。四月一八日、新内閣の「人選」は完了したようで、「人選」に漏れた井上は、大隈に書簡を宛て怒りを露にした。

「方今辞表等差出候都合は全く無之様屹度談合仕置候段は先御放念可被候就ては御苦勞に候得共明日四時迄に必大蔵省迄御狂駕重成下候上御供仕候間雌雄を決し可申候幾度も御願申上候終火激に相渉候哉も難計候に付其辺は屹度御注意置」〈37〉

大隈は、「人選」に漏れた井上に、引続き大蔵大輔に留まってくれるよう頼んだようである。これに対して井上は、もとより大蔵大輔を辞退する意思のないことを伝えたうえ、大隈と「雌雄を決」し、その際には「火（過）激」に出るかも知れないと、大隈を威嚇する有様であった。

翌日の十九日、渡清中の外務卿副島を除いて司法卿江藤新平、文部卿大木喬任、左院議長後藤象二郎が、各々参議に任命され、井上は「人選」から排除された。この「人選」は、留守政府の各省の卿クラスをすべて参議に任命させたもので、公平無私であったかも知れない。しかし、この「人選」の発端が、使節団との「約定書」を根拠にして留守政府の枠組みを維持していた井上に対する、諸省就中江藤司法省の反発から始まったことを考えると、この結果は、井上に対する不信任決議に他ならなかった。定額問題で大蔵省と対立した司法・文部の二省の長官が参議に就任したのも、井上に対する不信任であったといえよう。また、この結果は、井上に「飛鳥も落」るくらいの権力を与え、事実上現状凍結策を井上に託した薩長主導の岩倉使節団の思惑を、根底から覆す結果に他ならなかった。何れにせよ、如何に止むを得ない事情があったとはいえ、使節団との事前協議抜きに

して、留守中に新参議を任命し、太政官制を全面的に改革したことは、（特に岩倉使節団側から見れば）まさにクーデタであったといえよう。

内閣の「人選」を終えた大隈は、新参議任命の間もない五月二日、「潤色」された太政官職制事務章程を公布した。

「勅旨

明治四年辛未七月制定する所官省の位置職員の権限各其序を得ると雖も当今の時勢現務上に於て或は其弊なき能はず故に太政官の職制章程を潤色す百官其れ之を奉承せよ（中略）

左院

職制章程追て定むへし

右院

各省長官次官、各当務實際の可否を議するを掌る、勅命を以て臨時之を開く

太政官

正院事務掌程

正院は天皇陛下臨御して万機をを総判し太政大臣左右大臣之を輔弼し参議之を議判して庶政を奨督する所なり

太政大臣左右大臣は各一員を限り参議は定員なし（後略、正院の権限）」

<38>

明治四年七月二九日、「皇国の柱石」たる薩長の主導で改革された太政官職制章程は、その改革の主導勢力の大半が留守中の間に「改竄」されたわけである。今回の改革を主導した大隈と新参議の顔ぶれは、太政大臣三条実美（公）・参議西郷隆盛（薩）・同板垣退助（土）・同大隈重信（肥）、同江藤新平（肥）・同大木喬任（肥）・同後藤象二郎（土）であった。参議六人のうち、三人が佐賀出身であり、正院の中で長州出身はなかった。正院は、七人の大臣参議のうち、五人

が土・肥出身であった。さらに、維新政府の最大の急務であった外務・財政・軍事のうち、陸海軍を除いた全てのポストを佐賀出身が占めていることは注目に値する。要するに、明治四年の太政官職制章程改革を主導した薩長に代わって、明治六年の太政官職制章程は、肥前・土佐の改革政策官僚が中心になって改革されたのである。

太政官「潤色」の骨子は、「直接に施政の責任」をとる内閣（正院）へ権力を集中することであった。右院は臨時的に開くことを定めたが、歳入歳出の大蔵事務を始め右院の全ての権限は正院に委ねられた。左院は、職制事務章程を留保して、その固有事務である「立法ノ事務」も、正院において「本院の特権」としたので、事実上左・右院は「廃局同様」となった。なお、裁判事務まで正院の権限になったので、立法・行政・司法のすべての権限が正院に集中したわけである。太政官「潤色」による政策決定方式は、全ての重要懸案を参議で構成される正院が議決し、閣議決定事項を太政大臣が天皇に上奏して最終的な決定を下すようになっていた。正院は、施政を監督する機関ではなく、「直接に施政の責任」をとる実質的な権力機関となったのである。

新参議人選で脱落した井上は、まだ大蔵大輔として大蔵省の全権を握っていたので、正院の「不信任」にも拘らず、「方今辞表差出」すつもりではなかった。しかし、大蔵省の権限のほとんどが正院に帰属された太政官職制事務章程の「潤色」の公布に至って、「奉職の目的」を失った井上は辞職を余儀なくされた。大隈はこの辞表をためらいなく受理し、自ら参議兼大蔵省事務総裁に就任して、明治六年の定額をめぐる留守政府の混乱は收拾されるようになった。新政府を辛辣に批判して辞職した井上に対して、大隈は「明治六年歳入出見込会計表」を公表し（歳入は四八、七三六、八八三円、歳出は四六、五九五、六一八円）、健全財政であることをアピールした<39>。

しかし、土・肥の政治勢力を中心とする強力な正院中心体制が築き上げられた

にも関わらず、土・肥出身の参議と三条・西郷との縦横の政治的連帯感は、薩長のそれに比べると極めて薄かった。「潤色」という窮屈な言葉が表しているように、「大立物」たる岩倉・木戸・大久保などの使節団側を配慮せざるを得なかったことは、土・肥出身の政策官僚を中心とする留守政府の限界であったといえよう。

小括

マリア・ルズ号の入港、苦力の脱出、国際的裁判などは、だれもが予想だにできなかった突発的事件であった。英米両代理公使の使嗾と副島外務卿の事件解決への積極的な姿勢は、近代日本の法制・外交史上において様々な影響を及ぼした。裁判所の設置、条約未済国船に対する裁判の強行と「人道的」「人情的」判決による苦力の解放、軍艦によるマリア・ルズ号の取り押さえ等は、表面的にはあくまでも日本政府の自主的判断と決定によるものであった。この決定は、日本駐在各国公使にも少なくないインパクトを与えたと思われるが、特に事件の当時国であった清国には、日本の善隣外交を大いにアピールした結果となった。

しかし、このような副島の「英断」があるまでは「莫大」な「入費」を費やしており、いたずらに「人道的」「人情的」措置を施したわけではなかったのであろう。副島は、苦力の引き取りに来日していた陳福勳に琉球国王尚泰の藩王册封式を参観させて琉球の日本編入をアピールし、自らは渡清の準備を整えていたのである。副島の渡清は一月に国書でもって確認されたが、このような国事行為が「約定書」の枠組みをはるかに飛び越えていたことは言うまでもなからう。

また、マリア・ルズ号事件のため裁判所を開いたのは、司法卿に就任したばかりの江藤の司法改革にも少なくない影響を及ぼした。江藤の司法改革は裁判所の設置から始まったが、近代司法制度の確立の必要性を認めていた三条は、江藤の

洋行を止めてまで江藤の司法改革を支持していた。しかし、江藤の司法改革が、大蔵省と各地方官管轄であった裁判事務をめぐって対立を引き起こすと、裁判所の設置・運営の経費と明治六年の司法省定額問題をめぐる大蔵省と司法省の対立は避けられなくなったのである。現状凍結策を貫く井上大蔵省を中心として留守を預かる最高責任者でありながら、江藤の司法改革を支持して止まなかった三条は両者の板挟みとなり、三条の優柔不断さでは両者の対立を解決することは出来なかった。このような状況の中で、西郷の帰鹿中にリーダーシップをとったのは大隈であった。大隈は、大蔵・司法両省の対立の解決策だけでなく、留守政府の構造的・制度的矛盾に抜本的な改革を加え、太政官「潤色」を成し遂げたのである。この結果、「約定書」の枠組みの中で留守政府の中心人物であった井上は辞職を余儀なくし、新しい正院中心体制に様変わりした留守政府は、五人の土佐・肥前出身の官僚が中心となって財政・外交事務などを担当することとなったのである。

1)『大隈伯昔日譚』、五七一頁。

2)三宅雪嶺『同時代史』（岩波書店、一九六七年）、二八三―二八九頁。

3)林道三郎「白露国馬厘悪老士船裁判略記」（吉野作造『明治文化全集』雑史編、日本評論社、一九二九年）。田保橋潔「明治五年の MARIA・ルス号事件」（一）（二）（三）（『史学雑誌』40、一九二九年）。海妻玄彦「江藤新平と MARIA・ルーズ号事件」（『アジア大学誌諸学紀要』14、一九六五年）。

4)前掲「白露国馬厘悪老士船裁判略記」、三二頁、六月二十九日。

5)同上、三二―三三頁、六月二十九日。

6)同上、三三頁。

7)毛利敏彦「副島種臣の対清外交」（『法学雑誌』41・4、一九九五年）四九三―

五〇一頁。

- 8) 防衛研究所図書館所蔵『明治五年公文類纂』廿四、「乙二号大日記」、請求番号、⑩ 公文類纂.M5-24.96.
- 9) 前掲「江藤新平とマリア・ルーズ号事件」、一三四頁より重引。
- 10) 丸山幹治『副島種臣伯』（大日社、一九三六年）、一九六頁。
- 11) 前掲「白露国馬厘悪老士船裁判略記」、三九頁。
- 12) 鄭永寧編「副島大使適清概略」（前掲『明治文化全集』外交編、一九二八年）、六四頁。
- 13) 「約定書」第二款には「中外要用の事件は其時に互に報告し一月兩次の書信は必缺く可らず」とある。この「一月兩次の書信」は、『岩倉具視関係文書』に載っている岩倉宛の三条・大原の書簡であろう。三条書簡は、明治四年十一月二七日より明治六年六月一七日まで一三通あり、大原書簡は明治五年二月二一日より明治六年五月二〇日まで一四通確認される。
- 14) 『岩倉文書』5、一八三—一八七頁、明治五年九月三日。
- 15) 『岩倉文書』5、二四九—二五四頁、明治六年二月二四日。
- 16) 前掲「白露国馬厘悪老士船裁判略記」、六四頁。
- 17) 前掲「副島種臣の対清外交」（『法学雑誌』41・4、一九九五年）、五〇一—五〇四頁。
- 18) 『明治天皇紀』第二、七九一—七九二頁。
- 19) 修理後出港の気配を見せていたマリア・ルーズ号に対して、外務省は海軍省に軍艦（東艦、後には鳳翔艦）を要請してこれを取り押さえた。前掲『明治五年公文類纂』廿四。
- 20) 『大久保文書』4、五〇二—五〇四頁、明治六年四月一日。
- 21) 『大久保文書』4、五〇四—五〇七頁、明治六年四月二日。
- 22) 井上侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第二卷（原書房、一九六八年）、二九頁。

- 前掲『同時代史』、二八九頁。
- 23)内閣記録局編『法規分類大典』14官職門(5)(原書房、一九七八年)、一〇五頁。
- 24)『大隈伯昔日譚』、五八六頁。
- 25)『百官履歴』上(日本史籍協会、一九二七年)、九〇頁。
- 26)『岩倉具視関係文書』第五(以下『岩倉文書』5のように略す。日本史籍協会編、一九三一年)一八八頁、岩倉宛大原重実書簡、明治五年九月十一日。
- 27)『五代友厚伝記資料』第一巻、一七七頁。日付は明治五年四月となっているが、江藤司法卿の就任が四月二五日であり、書簡の前半に出てくる「裁判所」は九月以降に設置され始めた。したがって、この書簡は九月以降のものと思われる。
- 28)同上、一八四頁、五代宛松方正義書簡、明治五年八月三日。
- 29)同上、一八七頁、五代宛土居通夫書簡、明治五年九月六日。
- 30)『大隈関係文書』2、一五-二六頁。
- 31)『大隈関係文書』1、五三〇-五三一頁、明治五年十一月十日。
- 32)『大隈伯昔日譚』、六二七-六二八頁。
- 33)『大隈関係文書』2、一六頁。
- 34)関口栄一「司法省と大蔵省」(『法学』50・1、一九八六年)、一一-一八頁。
- 35)『大隈関係文書』2、三六-三八頁、明治六年三月一日。
- 36)『五代友厚伝記資料』第一巻、一七六-一七七頁。日付は明治五年四月一日となっているが、本文中の「諸地方官呼集」「清盛を参議となし」「司法省大蔵との沸騰」などから、明治六年四月一日と思われる。
- 37)『大隈関係文書』2、五七頁。
- 38)『法令全書』明治六年、七六二-七七〇頁。
- 39)『大隈文書』第三巻(早稲田大学社会科学研究所、一九六〇年)、一一-一五頁。

第三章 太政官「潤色」後の政治状況と明治六年政変

第一節 太政官「潤色」後の政治状況

明治六年一〇月一四日と一五日の両日間、正院を構成する維新政府の参議・大臣たちは、西郷の朝鮮遣使論をめぐって激しい論争を交わした結果、西郷と西郷を支持する四人の参議は辞表を出して政府を去った。この事件は、その後の「大久保政権」の誕生、士族反乱そして「民選議院設立建白」から始まる「民権運動」の分かれ目となった、近代日本政治史上の重要な事件であった。

明治六年政変あるいは「征韓論」政変と呼ばれてきたこの事件に対しては、従来様々な観点からの膨大な研究成果が積み重ねられてきた。そして、いずれの研究においても、朝鮮との開戦（「征韓論」）を試みる西郷の意図を否定したことはなかった。しかし、西郷没後百周年を記念して著された毛利敏彦氏の研究は<1>、西郷の朝鮮遣使論を「平和的、道義的交渉論」として位置づけ、「西郷は征韓即行論者はおろか征韓論者自体でもなかった」と評価した<2>。そして、逆に西郷の朝鮮派遣を阻止した大久保を「西郷より征韓論的」であったなどと評価したのである<3>。この評価については、すでに田村貞雄氏が辛辣な批判を加え、両氏の間で激しい論争が繰り返されたことがあるので<4>、本章の主たる考察の対象とはしない。いずれにせよ、毛利氏の研究は、七月から一〇月に至るまでの西郷の主張を、「征韓論」と決めつけたうえ、「征韓論」の意義や「征韓論」をめぐる対立構造として捉えてきた通説に対して、再検討・再評価を促したものといえよう。

しかし、先行の諸研究は、政変に至る過程を主として西郷書簡を中心に分析し、相反する評価を与えているが、いずれも意思決定過程の最終段階であった「勅旨」の検討を見落としている。したがって、閣議決定事項を留保した「勅旨」発令による政治状況の変化は考察の対象とはならず、西郷書簡そのものに対する評価に

偏していると言わざるを得ない。明治六年における太政官「潤色」は大きな政治的変動であり、閣議決定事項が「勅旨」によって留保される事態は明治初期の意思決定システムを考えるうえで重要な「事件」であった。本稿は、このような「事件」をきっかけに起きる政治状況の変化と、それに伴う各政治勢力の政治的立場の変化に着目する。

太政官「潤色」の最中、大久保・木戸が帰国の途につき、岩倉使節団洋行前の「役者」が揃いつつあった時の内政と外交に関する最大の政治的争点は、太政官「潤色」と朝鮮問題であった。しかし、太政官「潤色」をめぐる議論は、廟堂の最大の政治的争点となっていた外政問題に置き換えられたため、表面的には顕著な問題とはならなかった。当然あるべき太政官「潤色」をめぐる対立は、どのように外政問題に解消され、帰国後の大久保と木戸は、内外の政治状況に対して各々どのように対処していったのであろうか。

また、横山諫死事件以来朝鮮問題にさしたる関心を持っていなかった西郷が、なぜ明治六年の段階で自ら朝鮮派遣使節を強引に願い出たのかを、上京後の西郷の政治的関心と政治的立場に焦点を合わせて分析する。最後に、毛利氏の主張の要であり、田村氏との論争の最大のポイントである七月から一〇月までの西郷書簡の論調の変化を、「勅旨」発令による政治状況の変化に着目して、一政治家で戦略家たる西郷の主張の一貫性を明らかにする。

井上の辞職と太政官「潤色」によって、井上大蔵省を中心とする現状凍結策と「約定書」による留守政府への規制は解かれた。また、井上の辞職によって、少なくとも大蔵省と各省との対立は解消し、地方の一揆を除くと、中央の政治と制度をめぐる顕著な対立は存在しなかった。明治五年以来、改革を進めてきた各省は、井上の辞職と大隈の「明治六年歳入出見込会計表」の公表による健全財政の中で、学制改革、築港事業、裁判所整備などの改革事業を引続き進めることが出来た。

一方、大蔵省と司法省の対立の最中で、木戸・大久保なしには政府瓦解の危機を乗り越えないと判断した三条は、岩倉使節団の帰国に先んじて、両人の帰国を命じるようになった。岩倉使節団の旅程の大幅な延期を案じながら、すでに書簡をもって大久保の帰国を促していた三条は、対立が激化するにつれ、両人の帰国を評議の末「御達」をもって命令した⁵。

太政官「潤色」が完了された時は、すでに大久保は帰国の途（五月二七日帰国）についており、木戸も岩倉使節団と離れて帰国の準備をしていた。留守政府の混乱の收拾は、この兩人に期待されていたわけであり、兩人にとっても、「半途」の帰国の目的は留守政府の混乱收拾のためであった。しかし大隈は、両人の帰国を待たずに太政官「潤色」を終え、留守政府の混乱を收拾していた。この改革の結果、責任ある内閣を主導するようになったのは、太政大臣三条および陸軍省の世話に没頭していた西郷を除くと、大隈を始めとする五人の土・肥出身の参議であった。実務行政経験に富んでいたこれらの実務政策官僚は、正院を構成する参議として各省の実務を分担しており、井上辞職後の「潤色」された留守政府の施政の担当者であり、責任者であった。しかし、三条の帰国命令によって、五月二七日には大久保が帰国し、木戸の帰国（七月二三日）準備など、岩倉使節団の主要メンバーの帰国も遠からず予定されていた。

岩倉使節団の思惑を反映した「約定書」による留守政府の枠組みはすでに解体され、太政官「潤色」による新しい留守政府の枠組みが出来ていたわけであるが、木戸・大久保を始めとする岩倉使節団は、この状況をどのように受け止めたのであろうか。そして、自ら改革を成し遂げた大隈を始めとする新参議は、大久保ら岩倉使節団の帰国に当たって、どのように改革の正当性を主張することが出来たのであろうか。結論を先取りしていえば、五月の大久保の帰国、七月の木戸の帰国、九月の岩倉使節団の帰国の何れの段階においても、留守中の改革の是非をめぐる対立は表出していなかった。両側を決定的に衝突させたのは、改革の是非を

めぐる議論ではなく、外政（西郷の朝鮮遣使論）をめぐる議論であった。勿論、改革の是非をめぐる議論が、全く存在しなかったわけではないが、これが顕著な争点として表面化する前に、外征問題に置き換えられたのである。

大久保の帰国に際しても、留守政府には特に対立も動揺も生じていなかった。しかし、大久保の帰国は岩倉使節団の間近な帰国を予期させたもので、岩倉使節団の帰国を控えた留守政府には、徐々に緊張が高まっていたのであろう。この時に、二つの対外問題が、留守政府の当面の課題として浮かび上がったのである。以下、明治六年の太政官「潤色」以降に、留守政府の顕著な政治的争点となってきた台湾問題と朝鮮問題について見てみたい。

（一）台湾問題

明治四年一一月六日、台湾南端に漂着した琉球八重山漁民六九人のうち五四人が、台湾原住民に殺害される事件が起こった。事件の真相は、日清修好条規の改正交渉のため清国に滞在していた柳原外務大丞によって、翌年五月に外務省に報告された。しかし、未だ台湾を清国領と認識し、日清両国に仕える琉球の両属関係を認めていた日本政府は、この事件に何等関心を示さなかった。ただ、琉球に対する支配服従関係を主張する薩摩は、独自の問罪の使を派遣すべく政府に軍艦の借用を依頼した（九月一六日）⁶。鹿児島県参事大山格之助は、台湾征伐論を建白して政府に働きかけ、鎮西鎮台第二分営長樺山資紀（薩摩出身）は現地視察のため清国・台湾視察の運びとなった。このような薩摩の活発な台湾征伐論に対して、「約定書」などに制約されていた留守政府は、積極的に対応することはできなかった。しかし、マリア・ルズ号の苦力を全員解放して清国に善隣外交をアピールし、朝鮮に対しては軍艦外交を用いるなど、独自の国権外交を展開していた副島は、米国公使シェパードの使嗾などもあって、台湾問題に積極的に取りか

かった。副島は外務卿として、清国との摩擦を必至とする薩摩の台湾征伐論を抑えるためにも、清国との外交的手続きを先に済ましておく必要があった。薩摩の強引な台湾征伐論に後押しされながら、米国公使などに台湾問題の詳細を聞知した副島は、留守政府の外交的制約（日清条約批准の延期と条約案の改正に努めること）をはるかに越えて、独自の日清交渉を展開し始めたのである。明治六年一月一二日の岩倉宛大原重実の書簡は、副島の台湾論と台湾出張の件について、次のように報告している。

「今度外務卿柳原大丞鄭少丞平井小丞井田総領事六等出仕林有造右清国へ使節として渡海相成候表向は本条約取替ひ且支那帝の当正月より親ら政を被為候立后との賀を述を表とし其実は右琉人殺害の事を談判に及ぶ候内意に有之候其趣意は琉国此迄日本清国兩属にて曖昧と有之候処今般然と日本所属とし琉球藩王にも被対候上は彼国民の殺害に逢たるを傍着する理なし因て其後を懲し且其報を求るに付台湾は清国版図中にして半島は土人の領となり支那政令の不行所あり因て之を清朝に議し清朝より罪を土人に問償金を取るか又は日本清国兵を合せて之を伐か又は清朝より委ねを受て我兵のみを以て之を伐か此三つを出てす候然るに議者の説に琉球は元清国の所属たり何そ日本より如此世話を為すか琉球も何そ清に訴へすして日本に訴ふの議論にて中々熟談には及ふましと云ふ説あり（中略、米人リ・ゼンドルを外務省御雇いとす）卿（副島）の趣意は斯の機会を以て日本亜細亞に威を張の時節と見込まれ候其故は台湾は亜細亞の咽喉共云ふへき地にて土地産物も豊饒なり欧州中よりも此島に垂涎する国々不少若し之を我に得ずして彼に得られは其利害の判然たる言を不待故に此挙に及はんと為らるゝなり惟恐る所は清の我兵を以て台湾を伐を許容せざるを案するなり且台湾島との戦争は我国兵を实地に練るの一端亦可なりと云ふへし然れとも清国との交戦に至ては何そ之を慮らざるを得んや且我国練兵未た多からず内金穀に乏し是可慮の第一なり然れとも外務

卿は之を尽く弁せりと云て断然と決心あり当一月下旬には發遣の覚悟なり三条公前には同意無之処卿より再三其利害得失を被述終に領掌に相成たるよし尊君若在国に候は、如何の御評議に可相成歟実以遺憾無限事に存候乍併即今出兵と申にては更に無之外務卿清国にて談判の未纏ると不纏との上帰国の後に有之候尤台湾を伐の論は西郷参議も同意の由且鹿児島参事大山格之助よりも建言有之」〈7〉

副島は台湾の戦略的立地条件を、「亜細亜の咽喉」と位置づけ、「土地産物も豊饒」な台湾割譲は不可欠であると主張していた。そして、清国との談判のための出張に対して、留守政府内ではさしたる反対もなかった。征台論にはすでに西郷の同意もあり、三条にも再三説得して「領掌」を得たので、副島は「當一月下旬に發遣の覚悟」であった。しかし、大隈の太政官「潤色」がそうであったように、副島の清国出張の件も、西郷の鹿児島滞在が長引くによって、順延された。大隈は、「征韓の役（文録慶長の役）後の大事件」になりかねない副島の渡清に、慎重に対応したのであろう。西郷・三条の同意を得ていた副島は、大隈を再三説得したようで、二月一七日の大隈宛副島書簡は、台湾問題を次のように述べている。

「下官出發廿四五の比に取決候半では何分支那政府へ対候ても不都合候間今晚相公枕辺に於御評決相成度台湾半島ならば舌上にて受取候義は随分御受合可申全島ならば兵戈にも可及歟も難計併半島受取居候ならば四五年間にて手に入可申此度の機会不可失と存候可然御取計可給候也」〈8〉

台湾の割譲について、戦争を避ける方向で大隈を説得しているのは、財政問題で紛紜を極めている留守政府の立場を考慮したからであろう。台湾先住民に対する清国の責任と立場を確認することを主な任務とする副島の渡清は、出兵か否かは交渉の結果如何による問題でもあり、三条・西郷の同意もあったので、同月二七日、副島は清国派遣全権大使に改めて任命された。

副島の渡清に唯一反対したのは、各省の改革に反対し、緊縮財政を貫いていた大蔵大輔井上であった。「約定書」による留守政府の枠組みを維持し、現状凍結策を守り抜かなければならない職務上からも、大規模な外征につながりかねない副島の渡清を反対したのは当然であった。三月一日、井上は大隈に書簡を宛て、副島の渡清を止めるよう働きかけた。

「元来副島の此使節は自然事誤ると取返す不能事件に候間同人は其俟外務卿なれば御留置候て他に人選被成外務何等出仕被仰付候て其人を御遣し被成候方御丈夫歟と奉存候其人撰は陸奥を御撰被成候は、同人は充分適當歟と奉存候」〈9〉

井上は、渋沢栄一大蔵小輔と共に、政府内で数少ない井上支持者の一人であった租税頭陸奥宗光を、副島に変わって派遣することを大隈に進言したのである。条約の批准と清帝の慶賀使をかさねた全権大使に、外務卿に代わって租税頭を「外務省何等出仕」にして派遣することは、井上のナンセンスであったか、元来の渡清意図を白紙に戻すための試みだったといえよう。しかし、すでに留守政府の中で孤立しつつあった井上の主張が、顧みられることはなかった。副島は、三月一二日、龍驤・筑波の軍艦を従えて清国出張の途につき、鹿児島で西郷と会談した後、四月二十日天津に到着した

留守政府が太政官「潤色」で慌ただしい時、副島は日清条約を批准し、清国皇帝の前で跪拝ではない立礼三回の主張を貫徹させ、自らの国権外交をアピールしていた。しかし、肝心の台湾問題については、二ヶ月を費やした六月二一日になって、ようやく清国の立場を糺す交渉に入った。しかも、交渉は副島自らではなく、外務大丞柳原と同少丞鄭永寧を、総署大臣毛昶熙・董恂に派遣して行った。総署大臣は、琉球民殺害に対する清国の責任に対して、「只生蕃の琉球国民を掠殺せしを聞く、未だ貴国人に係る事を知らず」と跳ね返した〈10〉。また、原住民の虐殺に対する清国政府の責任については、「生蕃の暴横を制せざるは我政教の

逮及せざる処」であるので「他日復答」することを約束するだけで<11>、確答をしなかった。ところで、副島は、このような談判の内容を、「都合よく相済み候」と、政府に報告している<12>。しかも、談判の内容は何れも口頭の言明であり、文書による確認はなかった。自ら談判せず、文書化もしなかった副島の意図を確認するすべはないが、清国と真っ向から対立することを避けるためではなかったであろうか。日本への台湾半島の割譲や、日本の台湾征伐の条件となる清国の確答を、文書で確認すること自体、当時の両国関係から考えても、そもそも有り得ないことであった。したがって、台湾征伐を試みていた副島は、「華外の民」であるので責任を取らないという清国側の立場表明を、台湾番地での事柄については清国は関与しないものと、受け止めたのであろう。副島は、日本の台湾侵攻に対して、清国は関与しないと、「都合よく」解釈した訳である。

日清交渉の全日程を終えた副島は、七月二六日に帰京した。副島にとっては、台湾征伐のための外交的手続きも済んで、出兵の環境は整ったわけであった。また口頭の確答は、副島の「都合」のいい解釈とはいえ、清国での国権外交の成果と共に、薩摩はもとより政府にも説得力を持つようになったのである。

(二) 朝鮮問題

明治五年八月の花房使節団によって対朝鮮交渉放棄策は完了し、倭館滞在外務省官員は専ら倭館を維持していくことが主要な任務となった。その間、倭館での貿易も旧来の体制に構わず、三井を始めとする日本の密商の出入りが増えてきていた。朝鮮官憲は、東萊府の許可を得ていないこれらの密商を「潜商」と呼んで、厳しく取り締まった。日本政府は、倭館を大日本公館と改称したが、朝鮮側は倭館の根本的なあり方については目を閉じたまま、「潜商」などの取締を強化するだけで、既成事実を積み上げるばかりであった。例えば、近世以来の倭館の禁忌

であった婦女の渡来についても、「商人中より崔在守へ兼て内談に及」び、崔在守も「各商家内の婦女」については「異論無之」と答え、婦女の滞在も可能となった<13>。

大日本公館を掌るようになった広津は、倭館の維持に妨げにならないよう倭館の自主的取締に努めながら、朝鮮官憲の倭館への対応を漏れなく報告していた。五月三一日の上野影範外務卿代理宛て広津報告書は、このような倭館の実情と共に東萊府よりの伝令書を報告した。「変形換俗」の密商を非難する東萊府よりの伝令書には、「頗る我（日本）を侮辱」する「無礼の言」が混じっていた。「東田一郎一見いたし全文は覚へ兼候へとも大意書取差出候写一通」の伝令書は、次のようである。

「近日、彼我人相持、可以一言打破、我則一依三百年約条、而彼之變不易之法、抑独何心乎、事若違例、則雖行之本国、亦所難強、而況可以行於隣国、而唯意行之乎、彼雖受制於人不耻、其變形易俗、此則不可謂日本之人、不可許来往我境、馬州人与我和売、本是一定不易之法、則他島人交易、又我国之決不許者也、潜貨冒犯、又兩國之所同禁也、近見彼人所為、可謂無法之國、而亦不以此為羞、我国則法令自在、行之我境之内、留館諸人、欲行條約中事、則皆当行施、而欲行法外之事、則永無可成之日、雖欲潜売一物、此路終不開、我之守經奉法、彼亦想無他說矣、須以此意洞論於彼中頭領之人、使不至妄錯生事、以有後悔（下略）」<14>

東萊府は、「変形易俗」した三井の密商などの出入りに特に神経をとがらしていた。洋夷との通商を禁止する大院君の政策を充実に遂行している最前線の東萊府にとって、洋夷の「形」と「俗」をしていた密商を取り締まることは、なにより重要な任務であった。東萊府にとって、「洋夷」によって「旧様」を捨てた日本と、「形」「俗」を変えた日本人は、「洋夷」そのものか、もしくは「洋夷」の手先にしか見做されなかったのであろう。東萊府は、「潜商」の「所為」は「

洋夷」の「所為」に他ならず、これは即ち「無法之國」の「所為」であると断言した。伝令書は、「潜商」取締や洋夷の排除に徹底する東萊府の強い意思表示に他ならなかったが、「無法之國」「妄錯生事」などの「無礼」の文言も認められた。広津は、この伝令書を次のように評価している。

「館内商人共等も間には斬髮の者も有之夫よりの事と一体今般の商路壅塞は其起り三つ井手代渡韓等原き候は無疑義と被察候文中無礼の言相見へ若手には憤り候ものも能々申論し此上公然館内へも不礼申懸候様有之時は却て後日談判の端緒を得候間必らず我は却て昂然として顧みざる姿にいたし居候一同静謐仕居候唯々追々御廟算も可被為有夫のみ相楽み一同忍耐の情御憐察所仰に候」〈15〉

広津は、倭館の「商路壅塞」の原因を、倭館内の「変形易俗」の者と三井の密商の活動に求めていた。したがって広津は、東萊府からの伝令書に明らかに「無礼の言」があるとしながらも、その怒りを抑え「昂然」として伝令書を顧みようとはしなかった。なぜなら、朝鮮側の「不礼」が「公然館内」に及べば、「後日談判の端緒」となるからであった。広津は、館内「一同静謐」しながら、後日の「唯々追々御廟算」あることを「相楽み一同忍耐」していたのであった。

このように倭館での状況は、必ずしも緊迫した状況でもなければ、解決を急がなければならぬ急務も存在していなかった。しかし「追々御廟算」を楽しみにしていた広津の期待は、この報告書によって即時実現されるようになった。広津の報告に対して、留守政府は意外にもいち早く「御廟算」を評議し、倭館に対する根本的な対策を練り始めたのである。五月三十一日の広津の報告を受けて、六月中に閣議に出されたと思われる「議案」は、次のようである。

「殊に又近日草梁館門將小通事等に伝令せる揭示書中に、彼雖受制於人不恥其変形易俗。此則不可謂日本之人、不可許其来往我境所騎船隻、若非日本旧様則亦不可許入我境。また近見彼人所為、可謂無法之國、また須以此意洞論

於彼中頭領之人、使不至妄錯生事以有後悔、云々等の言に至りては、言語に絶し、実に可憎の甚きことに候。彼既に我を目して無法の国となし、又は我をして妄錯生事後悔あるに至らさらしめよなど、揭示候様の機に有之候ては自然不慮の暴挙に及び、我人民如何様の凌辱を受け候哉も難測勢に有之候。抑御一新より以来、彼の国へ対せられ候ては、前条始末の如く、飽まで旧好の誼を修め、善隣の道を厚くし彼我人民の便益を被為謀度思召よりして、強て彼か不遜を恕し、彼か非理を宥め只管聖意の誠を被為尽候得共、更に一点感通の色無之のみならず、却て漸次に驕心を長し遂に今日の如き侮慢輕蔑の至に立至り候ては、第一朝威に関し国辱に係り、最早此俟難閣、断然出師の御処分無之ては、不相成事に候。乍去兵事は重大の儀、輕易に之を聞くへきことに無之候得者、先つ今般不取敢我人民保護の為め、陸軍若干軍艦幾隻、彼地へ被差置、一旦有事候は、九州鎮台へ神速応接に可及旨を達、猶此上使節を派遣し、公理公道を以て、屹度可及談判様被遊度思召候条。篤く此旨を体し、一同協議可致被仰出候事」〈16〉

この「議案」について、姜範錫氏は、政変後に作成されたものであると主張しており〈17〉、その真偽如何はなお検討の余地があるように思われる。しかし、倭館滞在の「人民保護」のため一個大隊を釜山に派遣すべきだとする板垣の主張は、五月三日の倭館からの報告を受けてから行われたに違いなからう。仮に上記の「議案」が、後日作成されたものだとしても、広津の報告をもとに行われた評議の様相を忠実に再現しているように思われる。「議案」の中の伝令書は、報告書の中の伝令書とは若干の違いはあるが、朝鮮側の「無礼」や「暴挙」に焦点を合わせ、人民保護のための兵隊派遣の必要性を強調していた。日朝外交貿易体制の転換による倭館での摩擦は、「後日談判の端緒」となるはずであったが、広津の報告を好機とした留守政府は、早速「御廟算」を引出し、倭館への兵隊派遣説を主張するようになったのである。そして、板垣の倭館への一大隊派兵説に異論を

提起し、使節派遣先行論を主張したのが西郷であった。

明治六年の太政官「潤色」後、留守政府の瓦解の危機が打開されたことに反比例して、外征の気運は高まりつつあった。外征論は、六七月頃の板垣の釜山への派兵説と西郷の朝鮮遣使論、そして副島外務卿の主張による征台論が同時に噴出した。内政における顕著な対立が消滅したときに浮かび上がった外征問題は、大久保の帰国と岩倉使節団の帰国を目前にして緊張が高まる中で、留守政府の最大の政治的争点となっていたのである。

第二節 留守政府の展開と西郷隆盛

(一) 維新政府と西郷隆盛

明治六年政変の原因を提供したのは、言うまでもなく、西郷の朝鮮遣使論の主張であった。かねて朝鮮問題には消極的であった西郷は、何故明治六年になって朝鮮問題に積極的になったのであろうか。本節では、この問題を、明治四年に上京した以来の、西郷の主な政治的関心と政治的立場に焦点を合わせて分析していきたい。

西郷は維新戦争の最大の功労者でありながら、北陸平定を最後に京都の新政府に参加することなく鹿児島に帰った。以降、鹿児島の藩政改革の傍ら中央政府を批判して止まなかった西郷が、明治三年一二月、鹿児島に出向いた勅使岩倉の出京要求に応じて上京したのは、明治四年二月二日のことであった。西郷は上京に際して、二四か条にわたる長文の「意見書」を著した¹⁸。そのうち最も注目されるのは、維新後の最大急務と位置づけられていた軍事（第五、第八、第一九、第二〇）、会計（第七）、外交（第一八）の三点に集約できよう。西郷の最大の関心事であった軍事について、第五条は「方今の形勢海陸軍を以て保護するにあ

らざれば、皇国維持しがたし」とあり、「意見書」の核心をなしている部分である。第八条では、雄藩の献兵による御親兵を「朝廷の名籍に連ね禁衛の兵とし、若し不直の者ある時は此の兵を以て本に立て征伐すべし」とあり、西郷上京の目的に他ならなかった。第十九条は「本朝攻戦に体を居え治乱の政治一途に帰し、陸海軍を以て国家を護」すべきだとし、第二〇条は「蒸気仕掛」や「鉄道作り」を一切廃止して「兵勢を充実する道を勤むべし」と断言している。会計のことについては、第七条に「会計は経綸の一業」と位置づけて重視しているが、会計は「海陸軍の用途」に重きが置かれていることが分かる。維新戦争を遂行し、産業を廃止してまで「兵勢を充実」して「皇国維持」に努めなければならない西郷にとって、会計と軍事とは不可分の関係にあったといえよう。また、外交のことについても、第一八条は「外国交際は方今の急務」と位置づけながら、「戦の一字を恐れ枉げて」はならないとし、外交上の国家武力の重要性を強調することを忘れていない。このように、西郷は上京に先だって、軍事、会計、外交の重要性和刷新を主張したが、その核心に据わっていたのは、「皇国維持」のための軍事であったといえよう。

強力な国家武力の確立を図る西郷の目論見は、「薩長二藩の合力」と「政権帰一」を目的に派遣された勅使岩倉の意にも符合するものであった¹⁹。岩倉と西郷は、山口藩脱隊騒動で萩にいた木戸と会談し、木戸の提案で土佐の板垣退助の引出しにも合意するようになった。「薩長二藩の合力」は薩長土三藩の合力となり、これは三藩の献兵による御親兵の設置によって具体化された。維新の武功を誇る御親兵の構成は、旧薩摩軍の歩兵四大隊・砲兵四隊、旧長州軍の歩兵三大隊、旧土佐軍の歩兵二大隊・騎兵二小隊・砲兵二隊などであった²⁰。御親兵は天皇直属の統一された武力であっただけに、統一的指揮体制が行き届く限りでは、維新政府を支える強力な国家武力たりえた。御親兵と維新戦争の最大の功労者西郷の中央政府への参加が、維新政府の威信と権威を格段に高めたことは推測に難く

ないが、この御親兵こそが、廃藩置県の実動力になったのである。廃藩置県断行に際して、「若し諸藩にして異見を挟むものあらば断然兵力に訴ふるの外なし」といわれる西郷の豪語は<21>、「不直の者」は断然と「征伐」するとの「意見書」の文句と全く符合するものである。廃藩置県によって、維新以来の「万機公論」による合意体制は否定され、維新戦争の大功ある四藩の実力による中央集権的政府が誕生したのである。

しかし、御親兵の武力を背景に廃藩置県を成し遂げた西郷には、大改革であったが故に、いくつかの矛盾と問題点をも抱えるようになった。まず、長い間お互い牽制しあっていた旧主島津久光とは、廃藩置県をきっかけに極端な対立を余儀なくされ、以降の西郷の政治行動様式を制約する大きな要因となって行くのである。廃藩置県直後の七月二〇日、鹿児島島の桂四郎に宛てた西郷書簡は次のように述べている。

「既に長州侯は知事職を辞せられ、庶人と成らせらるべき思食しにて、御草稿迄も出来居り候由に御座候。封土返献、天下に魁たる四藩、其の実績相掬がらず候わでは大いに天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全く朝廷を欺き奉り候場合に成立ち、天下一般帰着する所を知らず（中略）色々議論相立て候ては、是迄勤王の為に幕府を掃蕩遊ばされ候御趣意も相貫かず、殊に頼朝以来私有の権を御一洗在らせられ候御功績も相立ち難き事に候得ば決して異議はこれある間敷候得共、旧習一時に散し候事に候得ば、事に依っては、異変これなく共申し難き国々も相知れず候に付き、確乎として御動揺在らせられず候間、夫丈々は御安心下さるべく候。此の運びに当り、私有すべき訳これなき事に候間、大体変動の様相も相見得申さず候得共、此の末所置を間違い候わば、如何の変態に推し移り候やも計り難き事と存じ奉り候」<22>

薩摩と共に維新の大功を争う長州の旧藩知事毛利元徳の政府への支持ぶりをあえて強調したのは、いうまでもなく久光を意識してのことであった。廃藩置県に

ついて「異議」や「異変」のある場合は断固たる措置をとることを断言しているが、これまた久光の鬱憤と不満を射程にいられたものである。このように、久光を常に牽制しなければならなかった西郷の悩みは、以降にも桂宛ての書簡でしばしば見ることが出来る。翌年八月一二日、洋行中の大久保宛てに「兵隊の破裂は恐ろしくもこれなく飛び込み候得共、副城（久光）の着発弾には何とも力及ばず大よわり」とあるのは<23>、西郷の前に横たわっている久光の存在を実感するに充分である。また、九月一四日の大久保宛て西郷書簡には、「三藩へ御臨幸」云々とあるように、西南雄藩就中薩摩藩の島津久光の不満を抑えるために、行幸を推進していた。しかし、この件は西郷自ら「二の丸（久光）の所御受け在らせられ間敷」とあるように、久光の画策によって行われなかった<24>。天皇の西日本巡行がようやく実行されたのは翌年五月であった。このように旧主久光は、常に西郷の政治行動を制約する重大な要因として存在し続けたのである。

次に、廃藩置県の原因力であった御親兵設置の結果、三藩の藩兵からなる部隊を如何にコントロールしながら纏めるかの問題と、御親兵の枠から外れていた士族を如何に処分するかの問題が、西郷の重荷となった。西郷は、信頼の厚かった長州出身の兵部大輔山県に兵制（陸軍）改革を一任していた。普仏戦争を参観して帰国した山県は、フランス陸軍の近代的兵制を取り入れ、旧藩兵の集合体のような性格を排除し、名実共に国家の常備兵を養成するため努めていた。しかし、あくまでも旧士族軍を自負する御親兵内部（特に薩摩藩兵）の不満は高く、近代的階級制度の導入に至っては、下級士族に至るまで動揺を与えた。山県のフランス式兵制の導入に対する反発は強く、離脱する下級士族も少なくなかったが、西郷は山県の改革に反対しなかった。西郷の「赫々たる名声」は、維新戦争の功績と維新戦争を遂行した大多数の士族の支持によるものに他ならなかった。しかし山県の改革は、士族の不満を押し切って進められていたのである。西郷が、このような山県の兵制改革にフリーハンドを与えたのは、優れた西歐式の強力な国家

武力の確立に対する強い願望を物語るものといえよう。西郷は御親兵内部の不満を抑える一方、御親兵の設置と山県の兵制改革に取り残されていく士族の救済にも手を焼いていた。西郷が鹿児島県庁に出した「廃藩について薩藩の緑高処分に関する意見」は<25>、「無禄の士族数多これあり候に付き、廃藩については、生計の道を失い候心持ちに相成り、案勞致すべき事に候間、急速御手相付けず候わでは済まされず」とあり、「差し向きの御急務」と位置づけている。根本的な士族対策を講じられなかった西郷は、改革によって生じる諸問題を、その場凌ぎの臨機応変でさしあたりの足元の火を消すことで精いっぱいであった。大隈は、一万人（実際は約八千人）といわれる御親兵の設置に際して、現在の国家財政事情から「逆も三藩の兵を中央に集め養ふの余裕なかりし」と断言していた<26>。御親兵の設置と廃藩置県の大改革の裏には、失職した士族や生計の道を失った士族が続出していた。このように、西郷の近代的国家武力確立への願望と士族の現実とは両立し難いものだったのである。また、東京の治安を担当していた東京府大参事黒田清綱や東京府典事川路利良には、「ポリス」制度に関する相談を盛んに行う一方、薩藩出身失職士族のポリスへの就職依頼を絶え間なく出していた。このような士族救済のためのその場凌ぎの臨時措置は、裏を返せば、山県の兵制改革にフリーハンドを与え続けていたことに他ならなかった。西郷にとっては、廃藩置県を不満とし、「異議」や「異変」を起こしかねない久光対策のためにも、山県が進めていた強力で安定した国家武力の確立は不可欠だったのである。

また、西郷の国家武力確立への願望は、当面差し迫っていた外敵への関心を高めた。折しも、アラスカを売却して南進を続けていたロシアについて、八月五日、薩藩の伊地知正治に宛てた西郷書簡は、次のように述べている

「魯西亞の方も日に増し差し迫り、スコンイの一庫移し変え、ホットと申す所へ罷り居り、此の所箱館と度を同じくし、朝鮮に近く、旧府より四五百里の蝦夷へ近寄る次第に御座候。米国近隣の魯西亞地を高料に売り渡し、右金

を以て蝦夷地の開拓に振り向け候由に御座候間、十分力を備え乗り掛け候儀に御座候。是非アジア地方を相企むには相違ある間敷候。黒新にて境界の談判致すべき旨相定め候間、出掛け相成り候処、魯西亞の方より断り申し来り、是非使節差し立て候わば、政府にて談判致すべく候事にて来春来るの由に御座候。ホッセット迄はヘイトルヒルクより伝信機を早や相通し候、いまだ鉄道迄には及ばざる趣に御座候。一戦は決して負を取る含みは御座なく候得共、諸向力負けを是丈残念千万の至りに御座候。ホッセットより箱館迄は大概に二昼夜位にて参り、箱館へは鎮台召し建てられ、中村半次郎杯近々より参り候場合に御座候。一ヶ谷兵隊も此の節仏式に移し替え、猶又十分の変転相成り、此の度こそ正則に入り来りこれある兵隊相調えず候わでは（原写注「熊と略筆写か」）これなしとの吟味にて候故、振りはまり、先日より練兵打ち候。御同慶下さるべく候」〈27〉

征韓論などで揺れる内政を批判しながら集議院前で自害した横山正太郎を賞賛した西郷は、朝米戦争の「一大事」にも関心を示さなかったが、初めて外政に関心を示したのは国境を接し始めていたロシアであった。しかも、ロシアの南進状況については、かなり詳しい情報を収集していたことが分かる。西郷は、アラスカを売り払ってその金力で南進を続けて樺太に迫るロシアに対して、「一戦」も辞さない覚悟を示していた。そのためにも十分な武力の裏打ちは不可欠であろう。旧薩軍などに阻まれながらも、御親兵を仏式の近代的訓練で訓練し、精鋭の国家常備軍に養成しようとする山県の兵制改革は、このような西郷の内政・外交のための国家武力確立の願望に支えられ、進められていたのである。このように、上京してわずかの期間に御親兵の確立、廃藩置県の断行などの改革を成し遂げた西郷は、自ら遂行した改革に関する善後策や後始末をも背負わなければならなかった。

久光問題やロシアの南進に備えるためにも安定した国家武力の確立を願望する

一方、改革に取り残されていた士族の救済のために悩んでいたときに、岩倉使節団の洋行問題が政治日程に上った。前に述べたように、九月一二日、井上は大久保の洋行を「感伏」しながら同意し、西郷も「此上は異論なし」としたので<28>、大久保の洋行参入はほぼ決まっていた。同日の岩倉宛て大久保書簡には、「今朝西郷へ山県井上兩人参候テ厚遂示談候由西郷も利害得失之論を聞致同意候由乍板垣之処いかゝ可有之候哉と申居候由」とある<29>。西郷が、山県・井上と示談した「利害得失之論」とはなんであったろうか。九月一二日段階で大久保の洋行を了承した井上の条件は、「留守中之処廢藩立県之始末丈之事」に限定する現状凍結策だった<30>。井上大蔵大輔を中心とする現状凍結策に欠かせなかったのは、諸省の人事の凍結や改革政策の凍結などによる緊縮財政を維持することであった。しかし、諸省の改革の凍結の中で、兵部省は例外であったろう。九月一四日の大久保宛井上書簡を見てみよう。

「昨日兵部入費の儀に付ては山県よりも正院へ申立候て、弟も其需に応じ難き次第粗申出置候間、何分至急右院の内儀にも不涉候ては只両省の熟議と申訳にも難致奉存候間、其辺御含を以正院へも御申立可被成下候」<31>

一二日に「利害得失之論」に合意した山県は、即時具体的な兵部省入費を井上に申し立てたようである。山県が申し立てた「兵部入費」は、井上にもわかには応じ難い巨額であったろう。しかし井上は、敢えてこれを拒否はせず、大久保を通じて正院に働きかけてくれることを頼んだのである。井上は巨額の「兵部入費」について、実質的に軍事を総括していた西郷との妥協を図ったのであろう。西郷は、「意見書」でも見たように、「皇国維持」のため「兵勢を充実」にすることは、最大の課題であり目的であった。国家武力確立のためには、自らの支持基盤であった士族を犠牲にすることさえ許さざるを得なかった西郷であっただけに、井上の思惑による緊縮財政が兵部省の改革を阻むことは出来なかったのであろう。井上が緊縮財政を貫くためには、他省の改革政策を極度に抑制しなければならず、

そのためには強力な指導力が欠かせなかった。したがって井上にとって、筆頭参議西郷の権威と支持を取り付けておくことは、是非とも必要であった。一方西郷は、兵制改革の継続のためにも、改革に伴う莫大な入費を確保するためにも、井上の財政支援の約束は欠かせなかった。また、井上の他省に対する緊縮財政は、陸軍省の財政確保にも役立つものであった。結局西郷は、井上の緊縮財政を支持する代わりに陸軍省の兵制改革への財政支援を約束され、井上は、陸軍省への財政支援の代わりに留守中の緊縮財政政策の貫徹を保証してもらったわけである。ここで三人の「利害得失之論」は一致したのであろう。西郷、山県、井上は、当時の軍事と会計を実質的に司っていた責任者に他ならなかった。この三者の「利得」のためにも、留守中の他省の諸改革は凍結しなければならなかったのである。例えば、明治六年の陸軍省の定額は、約八百万円（海軍省は百八十万円）で、歳出四千六百五十九万円の一七％（陸海軍総額は二一％）に達する巨額であった。しかも、歳出のうち家禄一千二百万円を除くと、陸海軍の入費は歳出総額の二八％にも達していたのである<32>。

次に、十一月一三日の野村宗七宛の五代友厚書簡中に、「木戸と西郷輩動すれば説不落合趣木戸精微に過困りものとの説、故に大久保輩欧羅巴に列出し」云々の説も<33>、西郷の「利害得失之論」の一つであったように思われる。西郷にとって「困りもの」であった木戸の「列出」は、御親兵・廃藩置県改革後の負目となっていた失職士族の処理問題に取り組める好機であったろう。

ところが、西郷と井上の「利害得失之論」に一致した直後に、安場保和を中心とする井上反対派は、由利公正を推して井上追い出し策に乗り出した。この始末については前述の通りであるが、結局「井上より示談の件々」を、西郷が「引受」けることによって決着した。廃藩置県に際して「大事」のあため「小事」を問わなかった大久保の洋行参入願望は、盟友の西郷の尽力によって成就することができたわけであるが、西郷の「利害得失之論」が働いていたことも事実であったら

う。そもそも由利を大蔵省に推薦したのは西郷であった。七月一八日の大久保宛て西郷書簡は、由利の大蔵省推薦問題について次のように述べている。

「先刻条公御出にて、三岡も此の両日中には着京相なり候模様の由、右に付いては、東京府知事に仰せ付けらる筈にて、幸い、貴兄にも御談合相成り候処、御異存これなく由、御沙汰在らせられ候。先日より大蔵省に御登用相成りたきとの段伺い居り候処、迎も行われず候や、若し御用い成られ候思召しに候わば、只今かと存候。今日荒増御究りの趣にて、尚、私にも存慮これなきやとの御事に御座候間、違存は御座なき段申し上げ置き候。如何の御考えに御座候や。是非御用い成され候思召しに御座候わば、明朝条公へ御申し込み成られ候て宜しかるべきかと存じ奉り候」〈34〉

西郷は、由利を大蔵省に推薦したが、「困りもの」木戸の反対でならず、由利は東京府知事に廻されていた。しかし、西郷は依然として由利の大蔵省推薦工作を続けていたことが分かる。結局、由利は東京府知事となって「西郷派」の大蔵省入りは挫折したが、西郷・大久保に近かった安場によって、一〇月になって再び政治問題となったのである。政治的立場からみれば、西郷は当然ながら由利を推す安場の肩を持たなければならなかったのであろう。しかし、「井上より示談の件々」を「引受」た西郷は、安場を外遊に出して井上の悩みの種を取り除き、自らの持論であった由利問題をもみ消してしまったのである。このような西郷の判断の背景には、九月の井上との「利害得失之論」があり、「利害得失之論」は、混乱の中でも依然有効であったことを再確認した結果に他ならなかった。西郷は、御親兵・廃藩置県改革のため失職士族や「無縁の士族」を生み出したように、井上との利害得失論の代償として由利や安場の立場を犠牲にしなければならなかった。西郷と井上の利害得失論、即ち陸軍省と大蔵省の利害得失論は手堅く合致していたわけである。

しかし、西郷と井上の政治的利害得失論の裏には、両人の相容れない人間関係

があった。前にも述べたように、洋行「餞別の席」で井上を「三井の番頭さん」と呼んだ西郷は、陸軍省の利益のために井上と妥協したわけで、「政商輩」井上と妥協したわけではなかったことを露にしたのである。

(二) 留守政府の展開と西郷隆盛

岩倉使節団の出発後、参議兼大蔵省御用掛として留守政府の面倒をみるようになった西郷は、大蔵事務に関与することはほとんどなかった。西郷の関心は依然として御親兵と失職士族そして旧主久光の方にあった。

使節団出発後の明治五年正月から西日本巡行の五月までの『西郷隆盛全集』に載っている西郷書簡一七通のうち、半分以上の八通が東京府参事黒田清綱宛の書簡であり、その何れも「ポリス」件に関する書簡である。西郷にとっての「ポリス」は、国内の治安維持だけでなく、御親兵から脱落・失職した士族救済のための最後の拠り所であり、兵制改革と共に留守政府期の西郷の最大の関心事であった<35>。

西郷は五月二三日、廃藩置県直後から計画していた西日本巡行に奉公して鹿児島に向かった。西南地方の有力雄藩就中薩摩の久光の慰撫に重点が置かれていた行幸であったが、天皇奉公の身分を意識したせいか、鹿児島滞在中一度も久光への機嫌伺いに行かなかった。これを機にして、西郷に対する久光の不信感は益々強まるばかりであった。しかし、鹿児島を出帆して帰路四国の多度津に至ったとき、東京の御親兵の物議を知らせる飛脚が到来すると、翌日の七月五日、西郷は即時巡行奉公を中止し、急遽帰京の途についた。巡行奉公中の者として、異常に素早い反応といえよう。山県の兵制改革に不満であった薩摩近衛兵（明治五年三月御親兵を改称）が、西郷不在中にととう不満を爆発させ騒動を起こしたのである。山県は出仕を拒否して閉じ込もっていた。西郷は帰京間もなく紛争解決に

取り組んだ。篠原国幹、桐野利秋など薩摩近衛将校グループによる騒動は、西郷の帰京と共に難なく解決されたようである。近衛兵を事実上総括する立場にありながらも、なんの役職も持っていなかった西郷は、七月二十日、参議兼陸軍元帥・近衛都督に任ぜられ、名実共に陸軍を総括するようになった。西郷はその間の事情を、八月一二日の大久保宛て書簡で次のように述べている。

「将又兵部省中にて、近衛局少々物議沸騰いたし、山県引き込み、暫時混雑に及び候（中略）実は鹿児島隊の難物も是迄打ち任せ置き候次第、不行届きの訳にて御座候間、此の上は共に尽力仕るべく候に付き、何卒再勤いたし呉れ候処再往相願ひ候処、漸く合点致され候に付き、私には元帥にて近衛都督拝命仕り、当分破裂弾中に昼寝いたし居り申し候。いまだ出勤これなく候得共、此の内よりもめ立て居り候事件悉く所置いたし候て、其の上出勤の賦に相決し置き候に付き、御懸念下され間敷候。此の三県の兵は天下に大功ある訳にて、廃藩置県の一大難事も是がために難論を起し候処もこれなく、誠に王家の柱石にて御座候。此の如き功績これあるものに疵を付け候ては残念の至りに御座候間、来春迄には悉く解き放し候賦に御座候。当分は隊中も至って無事にて相治り候に付き、余事ながら御放念下さるべく候」〈36〉

西郷は、自ら陸軍の総括者となることで近衛兵の騒動を収めたが、山県の近代的兵制の移植に強い不信感を持っていた、薩摩近衛将校グループの不満を解決したわけではなかった。むしろ西郷は、近衛兵の騒動の原因を「鹿児島隊の難物」の「不行届」によるものとし、山県の再勤を懇々願ひ出たのである。要するに、西郷は、山県の兵制改革に対して全面的な支持を表明したわけであった。しかも、西郷は、「王家の柱石」たる「三県の兵」を「来春迄は悉く解き放」すつもりであった。西郷がどのような徴兵構想を持っていたのかは定かではないが、山県は来年春までは徴兵令を施行するつもりでいたのであり、西郷も全国の徴兵による強力な国家常備軍の設置にもとより反対派なかった。西郷が士族徴兵と国民皆兵

に揺れる徴兵案に関わった証拠は見当たらず、徴兵令発布前後は鹿児島に滞在していた。西郷は、士族徴兵と国民皆兵の選択に関しても山県にフリーハンドを与えていたのである。

近衛兵の騒動や徴兵令の難問題にも楽観的であった西郷は、しかし、久光の存在には「力及ばず大よわり」であった。徳大寺実則（宮内卿）などの公家を通じて維新政府及び西郷・大久保の施政を批判していた久光は、行幸中の西郷の行動にさらに不信感を抱き、三条に西郷詰問状を出して糾弾した。西郷詰問状と久光の施政方針が仮令「むちゃの御論」であっても、久光の「着発弾」は留守政府のどの難問題よりも重要な事件として受け止められたのであろう。徴兵令と近衛兵の動揺、大蔵省と各省が対立していた明治六年の定額紛争、副島の清国出張による征台論が沸騰するなど、留守政府が最大の危機に瀕しているときに、西郷は帰鹿を余儀なくしたのである。一月初、鹿児島に帰った西郷は、詫び状を出して久光に謝り、清国出張のため鹿児島に寄港した副島との会談の他に、西郷がこなすべき政治日程はなかった。西郷などの免職を嘆願していた久光の怒りに少しでも答えようとしたのであろうか、西郷の帰京のめどは立っていなかった。留守政府の瓦解の危機を打開するための太政官「潤色」が準備され、井上が地方官を召集して巻き返しを画策する中でも、西郷は一向に動こうとはしなかったのである。

しかし、二回目の近衛兵の騒動が起こると、西郷は即時帰京した。一回目の騒動における薩摩近衛将校グループの不満がくすぶる中で、明治五年十一月二八日、国民皆兵の原則に基づく徴兵の詔書がでると、近衛兵の不満はいよいよ激化した。折しも、司法省の追及によって山県の公金流用の事実（山城屋和助事件）^{<37>}が明らかになると、山県の改革に反対する薩摩近衛将校グループは、再び山県を追い詰めた。西郷不在中の山県は窮地に追い込まれ、四月十日についに辞表を出さざるを得なくなった。四月二十日、新参議任命と太政官制改革に揺れる留守政府

を後目に、西郷は山県の救済と陸軍省紛争の收拾のため、弟西郷従道に次のように述べている。

「昨晩は井上並びに大隈より段々説諭これあり候得共、全く承引の様子もこれなく、手切れに及び候外他事なく、左すれば陸軍省も瓦解の姿に立ち至り申すべく、然らば誰一人ありて持留め候哉と迄に及び候処、津田を御据えに相なり候て、小弥太次に居わり相助け候えば、決して差し支えこれなきとの見込みに御座候。右様成り立ち候わば、忽ち異変を生じ申すべくと愚案いたし居り申し候。然るに逆も御出来なされぬと申す所においては、只無理に御はまり下され候様御頼み申し上げべく候儀は、決して申されず、いずれ其の場に自ら取りはまり片腕になり共相立たず候わでは、申し出で難き事に候間、此の上は弟信吾を、洋行を止め御跡に付け置き候様致すべく候に付き、此の上は何卒御はまり下され候処、御頼み申し上げべき旨申し出で候処、直様御返事は六ヶ敷候間、明日十字迄に返答致すべくとの事に御座候。如何にも六ヶ敷次第に成り行き申し候。三浦・鳥尾等の者も進め候模様に御座候。余程御方を引き留め申すべきとの論には、難儀の相見得られ申し候間、今四五ヶ月の間御気張り下されたく、使節も御返しの処、御内決相成り居り候間、大久保杯罷り帰り候えば、御洋行の都合相整え申すべく候に付き、夫迄の処は御辛抱これなく候わでは、実に六ヶ敷事と相考え申し候（中略）追って御国より老先生杯出掛け相成り候事に候得ば、陸軍省の混雑は却って勢いを付け候場合に相成り候間、是以て恐るべき次第に御座候。副城公を初め其の外下々に至り候ても、只恐ろしきものは兵隊のみの事に御座候」〈38〉

山県の辞職を陸軍省の瓦解とまって断言している西郷の山県に対する信頼は厚かった。汚職がらみの山県の辞職が決定的になると、後任に津田真道（津山藩士出身）を推す主張があったが、西郷は「政商輩」とつながっている津田を一向に受け入れようとはしなかった。あくまでも山県の改革に期待をかけた西郷は、弟

従道の洋行を強引に止めてでも山県の辞職を阻止しようとした。薩摩出身でありながら山県の側近であった陸軍小輔西郷従道の洋行中止と、従道の山県補佐の条件を提示された山県は、西郷の尽力によって再び陸軍省（明治五年二月、兵部省を廃し、陸軍省と海軍省を置く）に舞い戻ろうとしていた。しかし、このような西郷の強引さは、腹心の薩摩近衛兵の山県への反発を露骨に黙殺したことに他ならなかった。さらに西郷は、汚職絡みの山県を陸軍卿に昇進させる全く意外な措置に踏み込んだのである。

政商と深い関わりを持っていた井上を「三井の番頭さん」と呼び、大隈を「政商輩」と呼んで嫌悪していた西郷は、三条・大隈などの「茶屋遊び」にまでも神経をとがらしていた。しかし、陸軍省予算の一角に近い公金（六四万円）を流用した「政商輩」に他ならなかった山県に対しては、全く意外な矛盾する措置をとったのである。このような西郷の山県に対する絶大な信頼は、即ち山県の兵制改革への厚い信頼に他ならなかった。山県の改革にフリーハンド与え、井上より八百万円の巨額の定額を引き出しておいた西郷は、山県による一貫した兵制改革を期待していたのである。したがって、改革途中で山県が更迭されるのは、西郷の期待していた一貫した兵制改革のためにも望ましくなかった。また、「大よわり」していた久光の率兵上京に備えるためにも、陸軍省をいち早く安定させる必要があったのであろう。汚職がらみの山県の陸軍卿昇進という全く意外な措置は、山県の改革と地位を不動のものとして保証したわけであった。しかし、その結果生じた近衛将校グループの蓄積された鬱憤と不満に対しても、なんらかの措置を取らなければならなかったのであろう。

明治六年政変に至る政治過程の中で、以上のような経過は、明治六年の西郷の朝鮮遣使論主張の背景といわゆる「征韓」論争期における西郷の独特な政治行動様式を考えるうえで欠かせないことである。